

# 健康経営の推進について

平成30年8月

経済産業省

ヘルスケア産業課長

西川 和見

# 目次

1. 「健康経営」の普及促進と健康経営顕彰制度の概要について
  2. 健康経営銘柄について
  3. 大企業における健康経営について
  4. 中小企業における健康経営について
  5. 地域における健康経営の普及について
  6. ヘルスケア産業について
- 参考：健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ措置例

# **1. 「健康経営」の普及促進と 健康経営顕彰制度の概要について**

# 健康経営に係る顕彰制度について（全体像）

- 健康経営に係る**各種顕彰制度**を推進することで、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「**従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業**」として社会的に評価を受けることができる環境を整備する。
- 各地域においても、自治体等による健康経営の顕彰制度が広がっている。

## 全国規模の取組

### 【 大企業 等 】



健康経営銘柄

健康経営銘柄  
Health and Productivity

33社

健康経営優良法人

健康経営優良法人  
Health and productivity  
ホワイト500

健康経営に取り組む法人・事業所  
(日本健康会議 宣言4)

500法人

健康経営度調査への回答

大企業・大規模医療法人 等

### 【 中小企業 等 】



健康経営優良法人

健康経営優良法人  
Health and productivity

健康宣言に取り組む法人・事業所  
(日本健康会議 宣言5)

30,000法人

中小企業・中小規模医療法人 等

## 自治体における取組

(例)

※ヘルスケア産業課調べ

- 青森県 健康経営認定制度
  - ・ 県入札参加資格申請時の加点
  - ・ 求人票への表示
  - ・ 県特別補償融資制度
- 静岡県 ふじのくに健康づくり推進事業所宣言
  - ・ 県によるPR
  - ・ 取組に関する相談・支援
  - ・ 知事褒章への推薦案内 等

首長による表彰

地方自治体による表彰  
・認定（登録）

地域の企業 等

# 健康経営銘柄及び健康経営優良法人への期待

- 平成30年度の健康経営顕彰制度の見直しを行うにあたり、選定・認定された企業や法人に期待する「役割」を改めて整理した。

## 健康経営銘柄

健康経営銘柄の方針は、「東京証券取引所の上場会社の中から『健康経営』に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による『健康経営』の取組を促進することを目指す」こととしている。

今後、健康経営銘柄企業に対しては、健康経営を普及拡大していく「アンバサダー」的な役割を求めるとともに、健康経営を行うことでいかに生産性や企業価値に効果があるかを分析し、それをステークホルダーに対して積極的に発信していくことを求めている。

## 健康経営優良法人（大規模法人部門）

健康経営優良法人の方針は、「健康経営に取り組む優良な法人を『見える化』することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから『従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人』として社会的に評価を受けることができる環境を整備する」こととしている。

今後、大規模法人に対しては、グループ会社全体や取引先、地域の関係企業、顧客、従業員の家族などに健康経営の考え方を普及拡大していく「トップランナー」の一員としての役割を求めている。

## 健康経営優良法人（中小規模法人部門）

健康経営を全国に浸透させるには、特に地域の中小企業における取り組みを広げることが不可欠であり、中小規模法人部門においては、個社に合った優良な取組を実施する法人を積極的に認定することで、健康経営のすそ野を広げるツールとしている。

今後、中小規模法人に対しては、引き続き自社の健康課題に応じた取組を実践し、地域における健康経営の拡大のために、その取組事例の発信等をする役割を求めている。



# 日本健康会議について

- 平成27年7月に、「**日本健康会議**」が発足。
  - ・ 保険者等における先進的な予防・健康づくりの取組を全国に広げるための**民間主導の活動体**。
  - ・ **経済界・医療関係団体・自治体・保険者団体のリーダー**が手を携え、**健康寿命の延伸**とともに**医療費の適正化**を図ることを目的。
  - ・ メンバーは、**各団体のリーダーおよび有識者の計32名**で構成。
- **予防・健康づくりの目標を設定（8つの宣言）**。進捗状況をHPで公表。  
(※) データポータルサイトで「見える化」し取組を加速化
- 4回目となる今年度（**日本健康会議2018**）は、**平成30年8月27日に開催**。
- さらに今後は、**地域版の日本健康会議**の開催も進めていく。  
(※) 平成30年2月、静岡・宮城において県と連携して開催



日本健康会議2018の様子（平成30年8月27日開催）

## WEBサイト上で全国の取組状況を可視化



# 各宣言の達成度(達成保険者数)が大きく向上

2017

2018

宣言1

328

目標:800市町村

563 市町村

達成

宣言2

654市町村

14広域連合

目標:800市町村  
24広域連合

1,003 市町村

31 広域連合

達成

宣言3

47

目標:全保険者協議会

(※)うち27協議会は2018年度から設定した更なる取組も達成

47 協議会

達成

宣言4

235

目標:500社以上

539 法人

2017

2018

宣言5

12,195

目標:3万社以上

\*今年度より目標を1万社から3万社に上方修正

宣言6

1,989

目標:全保険者

宣言7

98

目標:100社以上

宣言8

429

目標:全保険者

23,074 社

2,123 保険者

102 社

608 保険者

## 宣言4

健保組合等保険者と連携して  
健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

2018年度の  
達成状況

539 法人

対昨年  
230%

## 達成要件

- ①健康経営度調査の評価結果において、以下の全てを満たしていること。
  - 従業員の健康保持・増進について、経営指針等へ明文化していること。
  - 従業員の健康保持・増進の考え方について、情報開示がなされていること。
  - 従業員の健康保持・増進の推進を統括する組織の責任者が役員以上であること。
  - 従業員の健康保持・増進施策の立案検討に、産業医等が関与していること。
  - 健康経営に係る必要な対策を講じていること。
  - 従業員の健康保持・増進を目的として導入した施策について、効果検証を行っていること。
- ②従業員の健康管理に関連する法令を遵守し違反がないこと。
  - ※①②は必須要件、なお、申請は事業主・保険者代表者が共同名義での申請

## 宣言5

協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。

\*2018度より目標を1万社から3万社に上方修正

2018年度の  
達成状況

23,074 社

対昨年  
190%

\*うち健康経営優良法人(中小規模法人部門)775法人

## 達成要件

- ①保険者が健康宣言等の取組を有していること。  
※健保組合については、都道府県連合会が実施または関与している健康宣言事業に参加していることが必須
- ②健康宣言の取り組みとして以下の要件を満たしていること(i ~ iiiのうちからいずれかひとつの項目とivは必須。v ~ viiは努力目標)。
  - i(企業等が)従業員の健康課題の把握と必要な対策(具体策)の検討を行うこと。
  - ii(企業等が)ヘルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメント(具体策)の取組を行うこと。
  - iii(企業等が)健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策を実施すること。
  - iv(企業等が)健康宣言の社内外への発信を実施すること。
  - v(企業等が)健康づくり担当者を一名以上設置すること。
  - vi(企業等が)保険者の求めに応じて40歳以上の従業員の健診データを提供すること。
  - vii(企業等が)従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自己申告)。

# 「健康経営銘柄」「健康経営優良法人認定制度」の選定(認定)フロー

- 「健康経営銘柄2019」及び「健康経営優良法人2019」の選定・認定フローは以下のとおり。

## 健康経営銘柄の選定フロー

### 東京証券取引所上場会社

#### 健康経営度調査の実施

経済産業省が実施する、従業員の健康管理に関する取組やその成果を把握するための、「従業員の健康に関する取り組みについての調査」(健康経営度調査)に回答。

回答結果をもとに、**健康経営優良法人(大規模法人部門)**の認定基準に適合しているかの判定を受ける

健康経営度が上位20%である上場企業を候補として選定

東京証券取引所において、財務指標スクリーニングを実施

経済産業省及び東京証券取引所が共同で選定

## 健康経営優良法人の認定フロー

### 大規模法人部門※

### 中小規模法人部門

協会けんぽ支部や健康保険組合連合会支部が実施している「健康宣言」事業に参加

自社の取組状況を確認し、**中小規模法人部門の認定基準**に該当する具体的な取組を申請書に記載

日本健康会議認定事務局へ申請

健康経営度が上位50%である法人が申請資格を獲得

保険者と連名により日本健康会議認定事務局へ申請

認定審査

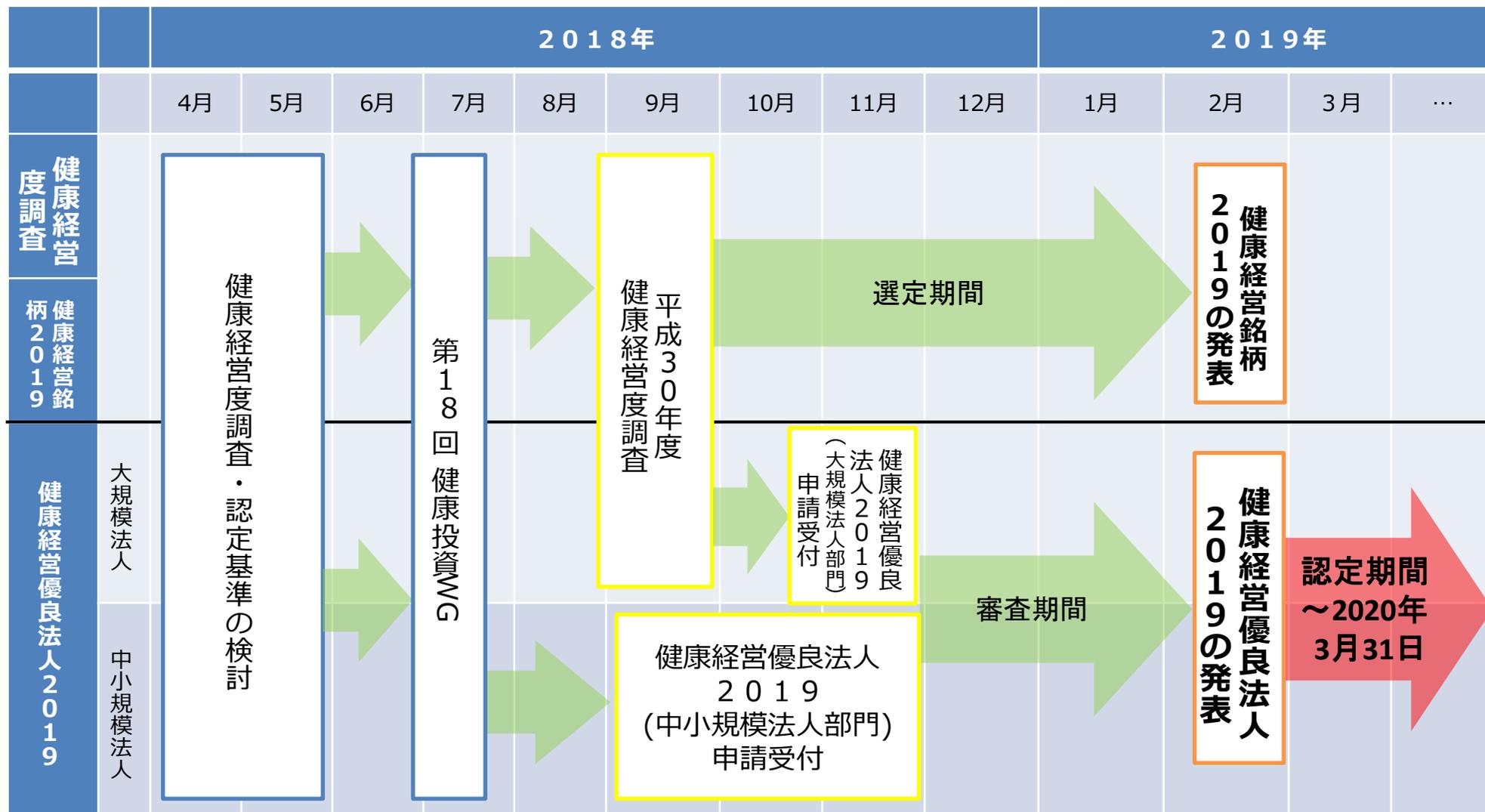
日本健康会議において認定

\*原則3業種毎1社の選定  
(該当企業がない場合、その業種からは選定なし)

※常時使用する従業員の数が ①卸売業：101人以上 ②小売業：51人以上 ③医療法人・サービス業：101人以上  
④製造業その他：301人以上の法人を「大規模法人」とする

# 平成30年度の健康経営顕彰制度のスケジュール（予定）

- 「健康経営銘柄2019」及び「健康経営優良法人2019」に係るスケジュールは以下のとおり。
- 中小規模法人部門については、昨年度より申請期間を拡大する。



## 2. 健康経営銘柄について

# 「健康経営銘柄」の選定

- 平成27年3月、初代となる「**健康経営銘柄**」を選定以後、主要な新聞社やテレビ放送において「健康経営」を取り上げる機会が大幅に増加。
- 平成30年2月には、第4回となる「**健康経営銘柄2018**」として**26社を選定**。選定に用いる**健康経営度調査**には、**過去最高の1,239社(法人)**からの回答があり、社会からの関心の高まりが見受けられる。



## ＜「健康経営銘柄2018」発表会の様子＞



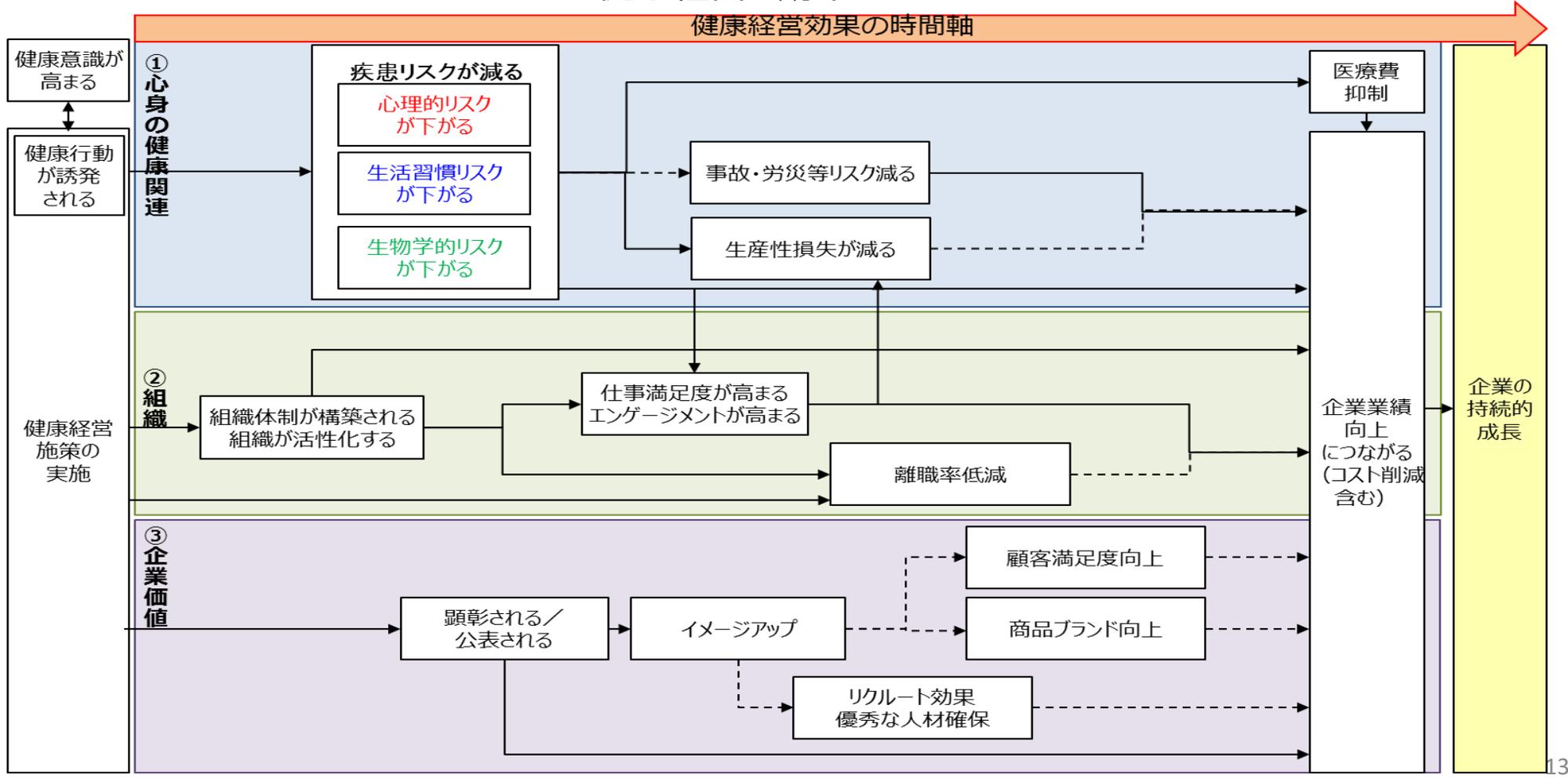
## ＜健康経営銘柄 2018選定企業一覧＞ ※業種は東京証券取引所の業種区分

業種名※	選定企業名
建設業	住友林業
サービス業	ベネフィット・ワン
小売業	丸井グループ
食料品	味の素
繊維製品	ワコールホールディングス
化学	花王
医薬品	塩野義製薬
精密機器	テルモ
ゴム製品	バンドー化学
ガラス・土石製品	TOTO
鉄鋼	ジェイエフイーホールディングス
金属製品	リンナイ
非鉄金属	フジクラ
機械	ダイフク
電気機器	コニカミルタ
輸送用機器	デンソー
その他製品	凸版印刷
卸売業	キャノンマーケティングジャパン
証券・商品先物取引業	大和証券グループ本社
保険業	東京海上ホールディングス
不動産業	フジ住宅
陸運業	東京急行電鉄
空運業	ANAホールディングス
銀行業	みずほフィナンシャルグループ
その他金融業	リコーリース
情報・通信業	S C S K

# 健康経営施策による企業価値等への寄与の検討

- 健康経営の効果を①心身の健康関連（個人の心身の健康状態の改善による生産性の向上）、②組織（組織の活性化）、③企業価値（企業価値の向上）の3つに分類しフロー図を整理。
- 今後は、従業員の健康維持・増進の取組を土台として、健康経営の実践による組織の活性化や企業価値の向上に関して検討を進めていく。

## <健康経営の効果フロー>



# 「健康経営」の統合レポートへの記載（丸井グループの事例）

- 丸井グループではステークホルダーとの対話を促進するためのツールとして、統合レポート「共創経営レポート」を発刊。「健康経営」を含めた「グループ一体経営」を共創経営のビジネスモデルの一つとして位置付けており、「健康経営」については「従業員一人一人が健康を切り口に意識や行動を変えることにより、組織全体の活力を高めることで企業価値向上につなげていくことを目指している」ということを明示している。
- 同社の「共創経営レポート」等、株主・投資家向けの取り組みは海外でも評価され、アメリカの金融専門誌「Institutional Investor 誌」が発表した「The 2017 All-Japan Executive Team rankings（日本のベスト IR カンパニーランキング）」の小売セクターにて、Best IR Companies部門の総一位となった。  
※「日本のベストIRカンパニーランキング」とは 米国金融専門誌「Institutional Investor誌」が日本の大手上市企業を対象に、世界の機関投資家・証券アナリストの投票によりランキングを実施するもの。「The 2017 All-Japan Executive Team rankings」では機関投資家・証券アナリスト1007名368機関が投票。
- そのほか、「証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定（平成28年度）」小売部門第1位、2016年度「IR優良企業特別賞」等、IR関連で各種外部格付け・表彰を取っている。

丸井グループは  
小売業なのか？  
それとも金融業なのか？



CO-CREATION  
共創経営レポート 2017

私たちは、  
その「いずれか」ではなく  
「両方」です。

株式会社 丸井グループ

## グループ一体経営 ③ 人の成長を支える「健康経営」

### 今よりもっと活力高く 戦略としての「健康経営」

丸井グループの「健康経営」は、従業員一人ひとりが健康を切り口に意識や行動を変えていくことにより、組織全体の活力を高めることで、企業価値向上につなげていくことをめざしています。そのためには、「病気にならないこと（予防）」だけでなく、「皆が、今よりもっと活力高く、しあわせになること」が重要です。中期経営計画においても健康経営を戦略のひとつとして掲げ、丸井健康保険組合の活動と健康経営

産別の活動を連携させながら、グループ全体で健康経営をすすめています。こうした取組みは外部からも高く評価され、2016年10月に(株)日本政策投資銀行による「DB」健康経営格付で最高ランクを取得、2017年2月には経済産業省「健康経営優良法人（ホワイト500）」に認定されました。

1人当たり月間平均残業時間 3.7時間  
丸井グループでは健康経営を働き方改革の一環と捉え、2008年より労働時間管理・勤務体系の多様化に取り組んでいます。所属ごとに時間外労働の削減方針や目標を設定し、さらに店舗では10分単位で設定した最大50通りの就業パターンで計画的なシフト作成をおこなっています。また、グループ全体で業務の最適化をおこない、納品品などの店舗におけるバックワード作業をグループ全体が担うことで、店舗従業員の機嫌を中心とした人員配量が可能になりました。その結果、2017年3月期の1人あたり平均残業時間は年間44時間/月間3.7時間まで削減。2008年3月期と比較して本社勤務の従業員は、月間平均残業時間が2時間と約3分の1に、全国11の店舗の従業員の月間平均残業時間は、0.8時間と約9分の1になり、生産性の向上と人件費の効率化につながりました。

トップ層から意識を変える「レジリエンスプログラム」  
従業員が今よりもっと活力高くイキイクと活動するためには、トップ層の理解も必要です。丸井グループでは、顧客層などトップ層を中心とした「レジリエンスプログラム」を実施し、受講者自身と周囲の活力（身体・精神性・課題）を高める習慣形成をめざしています。このプログラムでは本人・部下・家族の360度評価を実施し、受講者の活力度合と周囲への影響度合についてデータ分析をおこなっています。職場・トップの影響力は大きく、各職場で自発的な単発運動につながるなど、トップ層と従業員の両方で健康経営の意識が高まっています。

2008年3月期 2017年3月期

2008年3月期	2017年3月期
20時間	7.2時間
10.8時間	3.7時間
7時間	0.8時間

就業時間の削減と効果

	2008年3月期	2017年3月期	効果
1人あたり月間平均残業時間	13.0時間	4.4時間	-66時間
総従業員	33.6万人	82.2万人	-25.4万人
削減率(1人あたり)	6.6%	2.0%	-4.2ポイント

健康経営活動の定着

- 1962年 丸井健康保険組合を設立
- 1970年 丸井健康保険組合を再編
- 2008年 プロジェクトを立ち上げ、残業時間の削減に着手
- 2011年 丸井健康経営本部が「レジリエンスプログラム」を開始。トップ層が受講者として参加し、生産性向上と健康経営意識の浸透を図る
- 2013年 「これからのサポーター・チャイルド」導入
- 2014年 健康経営本部が従業員健康診断データと、生活習慣・仕事の取組みと関係性の分析を開始。全国に展開する事業所の従業員を対象に「セルフケア教室」を実施
- 2016年 「身体」運動「精神性」課題の両面を高める健康プログラムをスタート。レジリエンスプログラムをトップ層へ導入。労働者に合わせた「健康経営」の推進に向け、店舗と従業員それぞれの業務を併用
- 2017年 役員ダイバーシティボードを導入し、専門的知見を取り入れた健康経営・ワーク刷新を推進。グループ全体の「健康経営推進プロジェクト」を発足
- 2017年 働き方改革の一環として健康経営を推進

62

(出所) 2017年9月発行丸井グループ共創経営レポート2017

# 健康経営の顕彰と株価指数との相関関係

- ACOEM※ではCorporate Health Achievement Award (CHAA) において、企業のマネジメントや健康施策を4つのジャンルと17の下位カテゴリーに分けて審査し、総合的な評価により顕彰している。Raymond Fabiusらは2016年の研究において、CHAAの基準の一部を下図の通り「健康」と「安全」の指標として区分し分析を行った。
- 適合する過去の受賞企業を6つの基準からS&P株価指数と比較した。いずれにおいても、「健康」「安全」で高得点を得たグループはS&Pより優れていた。

※ACOEM (American College of Occupational and Environmental Medicine (産業医学と環境医学の委員会)) は、医療従事者として実務についている者とプロバイダーによって組織されている団体。健康増進と労働者と職場の安全のために、教育、調査、施策の改善を行う。有料で過去のカンファレンスの記録やニュースレターを公開。

健康の評価に用いられたCHAAジャンルとカテゴリー			
2.1	従業員の健康評価	2.【健康的な従業員】 合計250点	【健康指数】  合計> 175点 もしくは> 200点
2.2	労働災害予防		
2.3	出張者へのケア		
2.4	メンタルヘルスと薬物使用		

安全の評価に用いられたCHAAジャンルとカテゴリー			
3.1	危険防止策	3.【安全な職場】 合計250点	【安全指数】  合計> 350点 もしくは> 400点
3.2	危険回避のための教育		
3.3	防災用品の配布		
3.4	衛生面への配慮		
3.5	緊急事態への備え		
4.1	職場内外での健康増進	4.【健全な組織】 合計250点	
4.2	欠勤と休職への対応		
4.3	福利厚生の方考え方		
4.4	健康経営の方考え方		

(出所)“Tracking the Market Performance of Companies That Integrate a Culture of Health and Safety An Assessment of Corporate Health Achievement Award Applicants” Raymond Fabius, MDら、JOEM Volume 58, Number 1, January 2016  
より日本語訳

Portfolio	Active Return	Performance Difference	S&P
Health >175	333%	208%	105%
Health >200	204%	99%	105%
Safety >350	314%	209%	105%
Safety >400	319%	214%	105%
Health & Safety >175/300	333%	228%	105%
Health & Safety >200/400	279%	174%	105%

(出所)“Tracking the Market Performance of Companies That Integrate a Culture of Health and Safety An Assessment of Corporate Health Achievement Award Applicants” Raymond Fabius, MDら、JOEM Volume 58, Number 1, January 2016

# ESG投資における健康経営の位置づけ

- 近年世界的に機関投資家がESG（環境・社会・企業統治）を投資判断に組み入れる動きが浸透。
- ESGを含む「国連責任投資原則（PRI）」がその動きを推進している。
- 健康経営は従業員の健康や活力を向上させる中長期的な取り組みであり、ESGにおける“S”や“G”に位置づけられる。

## PRIの6原則

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます
2. 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組入れます
3. 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

## ESGの要素



### Environmental (E)

- climate change
- greenhouse gas (GHG) emissions
- resource depletion, including water
- waste and pollution
- deforestation



### Social (S)

- working conditions, including slavery and child labour
- local communities, including indigenous communities
- conflict
- health and safety
- employee relations and diversity



### Governance (G)

- executive pay
- bribery and corruption
- political lobbying and donations
- board diversity and structure
- tax strategy

# 労働損失への対応の重要性

- 米国商工会議所では2016年に「健康と経済」についてのレポートを発表しており、各国において以下のようなGDPに対する生産性損失（病気による早期退職による損失、アブゼンティーイズム、プレゼンティーイズム）によるインパクトがあるとしており、今後規模的にも地域的にも更に拡大していくことが示されている。
- 世界がこうした状況を迎える中、ますます労働損失への対応の重要性は増している。

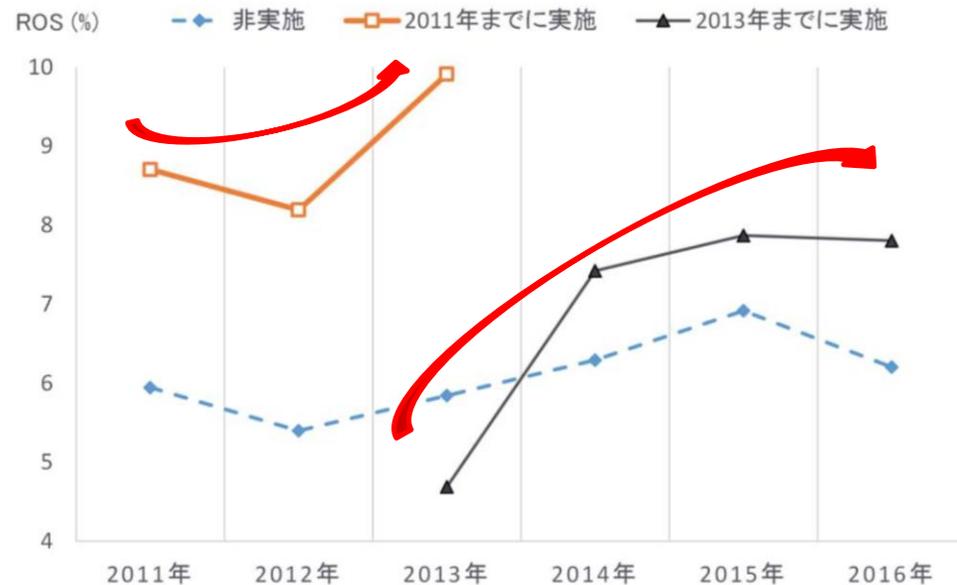
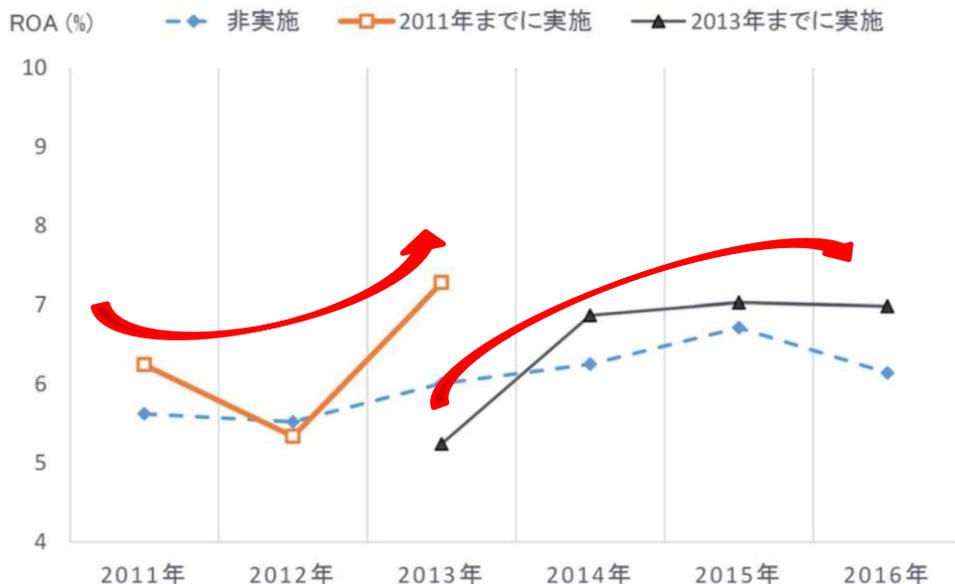
Table ES1 Total Economic Impact in % of GDP Due To Absenteeism, Presenteeism, and Early Retirement

	2015			2030		
	Early retirement due to ill health	Absenteeism + presenteeism	Total absenteeism + presenteeism + early retirement	Early retirement due to ill health	Absenteeism + presenteeism	Total absenteeism + presenteeism + early retirement
Australia	2.9%	4.4%	7.3%	3.0%	4.5%	7.5%
Brazil	2.2%	5.1%	7.3%	2.7%	5.4%	8.1%
China	2.1%	3.3%	5.4%	2.7%	3.7%	6.4%
Colombia	2.3%	4.6%	6.9%	2.7%	4.9%	7.6%
India	2.5%	4.6%	7.1%	2.9%	4.8%	7.7%
Indonesia	2.4%	4.6%	6.9%	3.0%	4.8%	7.7%
Japan	3.2%	3.8%	7.0%	3.9%	4.1%	8.0%
Kenya	1.9%	4.4%	6.3%	2.2%	4.6%	6.8%
Malaysia	1.8%	4.5%	6.3%	2.2%	4.9%	7.1%
Mexico	1.8%	3.5%	5.3%	2.4%	3.5%	5.9%
Peru	2.2%	4.8%	7.0%	2.8%	5.0%	7.8%
Philippines	2.4%	5.1%	7.5%	2.6%	5.2%	7.8%
Poland	3.0%	4.6%	7.5%	3.5%	5.0%	8.4%
Saudi Arabia	0.7%	5.7%	6.4%	1.0%	6.7%	7.7%
Singapore	2.2%	3.2%	5.4%	2.3%	3.4%	5.7%
South Africa	2.1%	4.7%	6.8%	2.2%	4.9%	7.0%
Turkey	1.8%	5.2%	7.0%	2.4%	5.5%	8.0%
United States	3.3%	5.0%	8.2%	3.0%	5.1%	8.1%

Source: Victoria Institute for Strategic Economic Studies estimates.

# 健康経営と企業業績の関係性

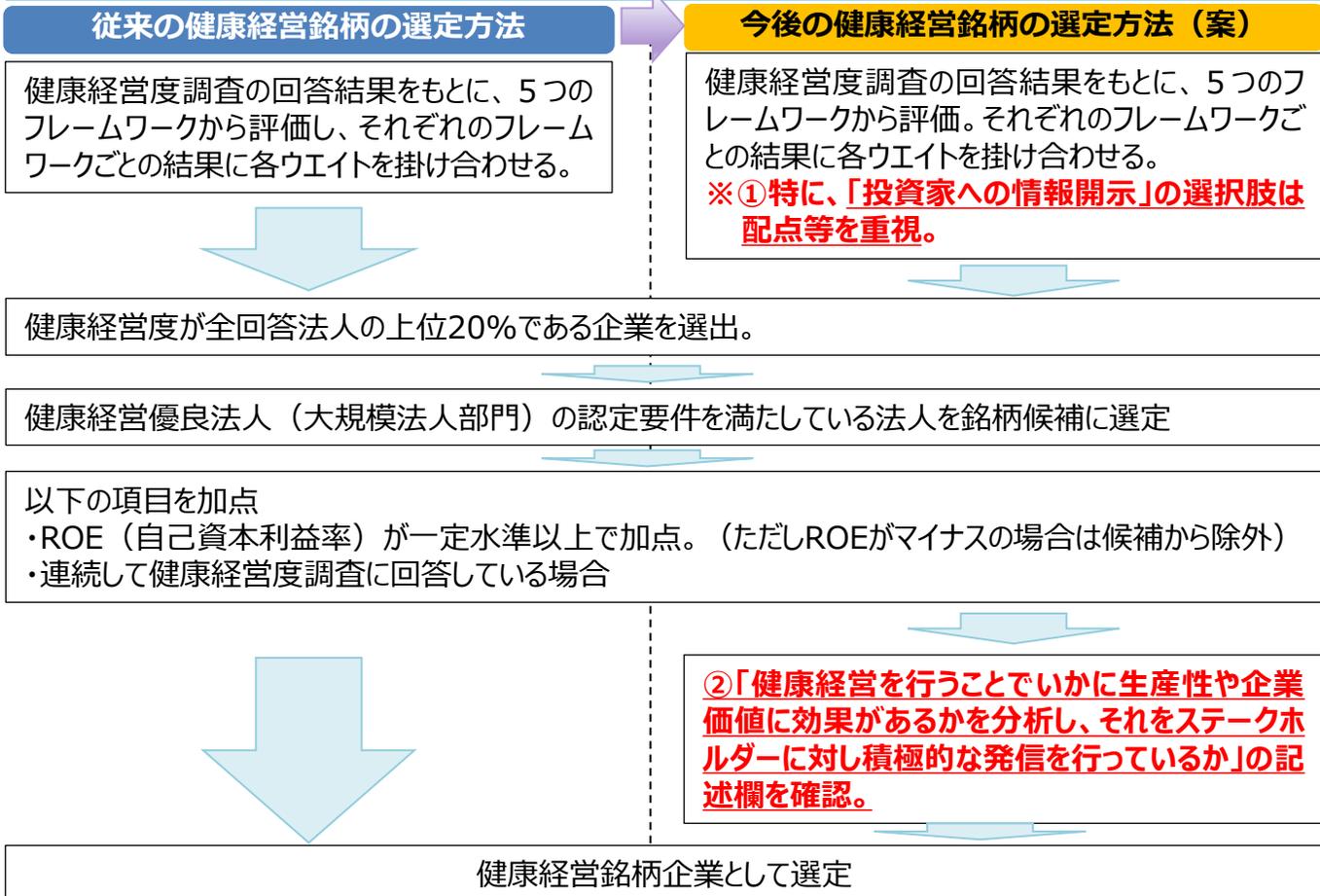
- 日本経済新聞グループが推進している日経Smart Workプロジェクトの一環として、日本経済新聞社と日本経済研究センターが共同で運営し、学識経験者等が参画する「スマートワーク経営研究会」が行われており、平成30年6月に中間報告として「働き方改革と生産性、両立の条件」という調査レポートを発表。
- このレポートの中で、スマートワーク経営調査の個票データをパネルデータ化し、健康経営を含む働き方改革に関する施策と企業の利益率との関係を検証したところ、健康経営については、ROA（総資産経常利益率）とROS（売上高営業利益率）のいずれでも、実施の少し後に利益率が上昇している状況が見られるため、健康経営を実施することでラグを伴って利益率が上昇するプラスの効果が現れる可能性が示唆されること、また、健康経営による効果はすぐ顕現化せず、2年のラグを伴うということが報告されている。
- 以下の図は、健康経営施策について、①施策を実施していない企業群の2011～2016年の利益率の推移、②2008～2010年に実施した企業群の2011～2013年の利益率の推移、③2011～2013年に実施した企業群の2013～2016年の利益率の推移をROA、ROS別に分けて比較したもの。



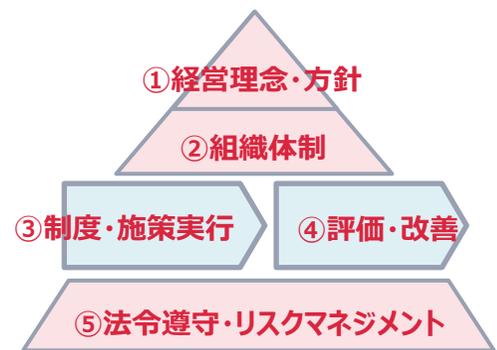
(出所) 日経Smart Workプロジェクト「スマートワーク経営研究会」中間報告「働き方改革と生産性、両立の条件」(2018年6月)

# 健康経営銘柄2019の選定方法の変更（社外への情報開示の重点化） ①

- 健康経営銘柄は、健康経営の「アンバサダー」として、健康経営を行うことでいかに生産性や企業価値に効果があるかを分析し、それをステークホルダーに対し積極的な発信を行っていくことを求めたい。
- 上記の取組が優れている企業を選定するため、従来の選定方法に加え、①投資家へ向けた情報開示の選択肢を重視し、更に、②具体的な取組について記述欄に記載を求め、銘柄選定の際に確認していく。



<健康経営度調査の評価モデル>



フレームワーク	ウエイト
①経営理念・方針	3
②組織体制	2
③制度・施策実行	3
④評価・改善	2
⑤法令遵守・リスクマネジメント	-*

※⑤は、定量値ではなく適否判定のためウエイトは非設定

# 健康経営銘柄2019の選定方法の変更（社外への情報開示の重点化） ②

- 健康経営についての社外への情報開示の重点化に関する具体的な案は以下のとおり。

## 【①投資家に対する情報開示の選択肢の重視】

Q.従業員の健康保持・増進に関して目的、体制、取組内容、成果等を何において公開しているか。（いくつでも）

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 1. アニュアルレポート<br>2. 統合報告書<br>3. CSR報告書<br>4. コーポレート・ガバナンス報告書<br>5. 海外投資家向けに多言語対応した各種開示文書 | 6. 採用情報サイト・文書<br>7. 上記以外の文書・サイト |
|---|---------------------------------|
- 

これらの選択肢を重視。

## 【②記述欄の確認】

投資家に対する社外への情報開示に関しては、以下の3つの記述欄などから確認・評価する。

- ① 上記の設問において、アニュアルレポート等の中で「従業員の健康保持・増進の取組による成果」を公開している場合は、その具体的な内容を記述させ、銘柄選定の際に確認・評価していく。（平成29年度調査Q.13のSQ.3に該当）
- ② 「健康経営の企業経営への影響を具体的な指標で検証している場合、具体的な取組」を記述させ、銘柄選定の際に確認・評価していく。（平成29年度調査Q.27に該当）
- ③ 「投資家との対話の中で健康経営をどのように話題にしているか」の設問において、投資家との対話の状況を確認する。（平成29年度調査Q.65に該当）

# 健康経営銘柄2019の選定方法の変更（1業種1社について）

- 第17回健康投資WGにおいて、「健康経営銘柄の選定企業に若干の固定感を感じた。選定企業が変わらないのも挑戦の意欲を低下させかねないため、顕著な進展のあった新規企業を挑戦枠で顕彰する等の取組も検討してはいかがか。」といったご意見をいただいた。



- 基準検討委員会において、投資家は業種という概念に必ずしもこだわっていない、優秀な取組を行っている企業には銘柄選定の機会を与えることも必要と言ったご意見があった。
- 健康経営銘柄2019選定においては、1業種1社を基本としつつも、健康経営度調査の結果より各業種で最も高い健康経営度の企業の平均を算出し、その平均より高い健康経営度でありながら「1業種1社」のルールでは選定されない企業を銘柄候補として選出し、選定プロセスを進める。（1業種から2社以上選定される可能性もある。）

# 健康経営度調査のデータの利活用について

- 健康経営度調査は過去4回実施。従業員の健康保持・増進のための取り組み状況等、4年分の健康経営に関する情報が蓄積されている。今般このデータ内容を、健康経営の普及のため、以下のような体制を整備した。
- 主に健康経営の普及のための研究利用や、健康経営を進める企業の自主点検を促進するため、過去4年間の各設問の集計クロスデータを本年5月から経産省HPにて公表。  
[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenko\\_keiei.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html)
- 主に健康経営の普及を目的として学術研究のため、過去4年間の各設問の個社ごとのデータを、本年8月から大学等の研究機関向けに提供開始。健康経営の実践が実際に企業にどのような効果を与えるかといった分析を行っていただき、今後の健康経営施策に反映していく。
- なお、回答データの管理及び運営は、当面の間、経済産業省で実施する。

## 健康経営度調査データ提供方針

研究内容	健康経営の普及に向けた学術研究であること（学会や論文等での発表を想定）
利用者の範囲	大学等の研究機関や研究を目的とした研究チーム ※研究代表者及びデータ管理者には、営利を目的として経済活動を行う経済主体が含まれていないこと。 ※研究チームは、チーム設置にあたる契約書やチーム内でのデータの取り扱いや秘密保持に係る誓約書や覚書等を提出する。
提供する調査データの範囲	経産省が過去実施したすべての調査結果（必要最小限のデータ）※許諾を得た企業のみ
利用期間	承認書の日付から3年以内

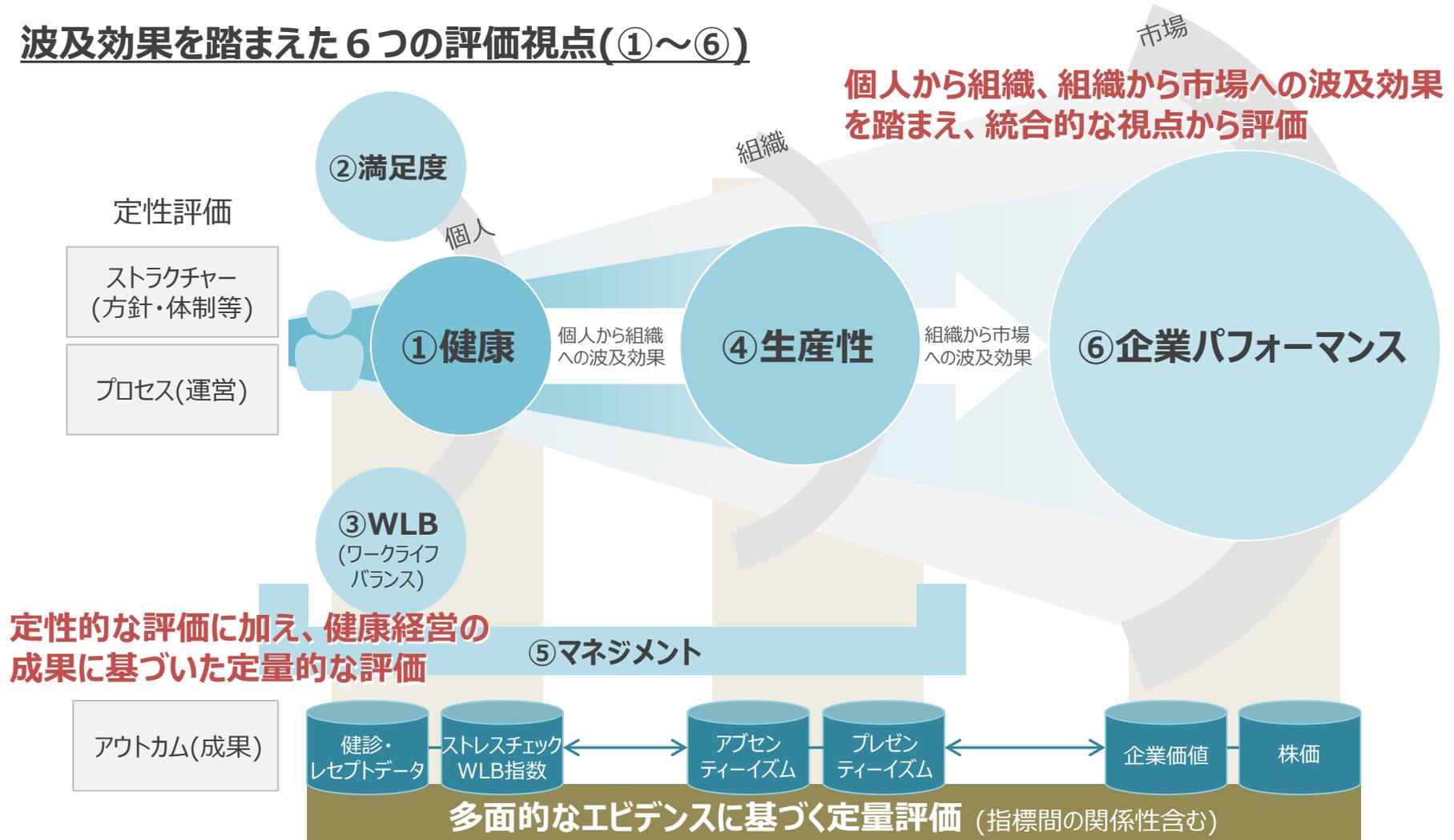
※データ利用にかかる承認書等の手続きフォーマットについては、経産省HP「健康経営の推進」を確認ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenko\\_keiei.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html)

# 【参考】健康経営に関する民間評価制度の創設について

- 『大和証券グループ』では現在関係機関と連携し、健康経営に係る評価制度の創設に向け、研究会を立上げ予定。
- 従業員の健康から企業パフォーマンスへの波及効果を測る評価視点と、定量評価のためのエビデンスを活用。健康経営の取組みの改善に資するとともに、資本市場における指標としての活用を期待。

## 波及効果を踏まえた6つの評価視点(①～⑥)



### **3. 大企業における健康経営について**

# 健康経営優良法人2019（大規模法人部門）認定基準

認定要件①：健康経営度調査の結果が、回答法人全体の上位50%以内であること

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須
		保険者との連携	健保等保険者と連携	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率（実質100%）	左記①～⑮のうち12項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること	
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
感染症予防対策		⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策		⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
	受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須	
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須
4. 評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須
			健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施（自主申告）	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	

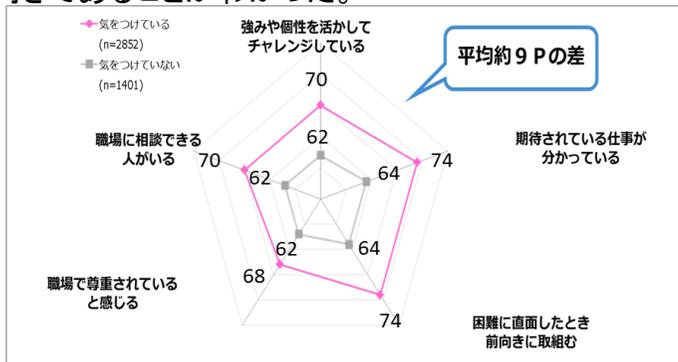
# 健康経営と「組織」への効果について①

- 健康経営の効果として、「個人の健康状態が改善されること」は非常に重要であり、健康経営を実施する多くの企業が従業員の健康状態の把握に取り組み始めているところ。
- 他方、健康経営の実践による企業価値等の向上等を測るためには、「組織」の活性化に着目していくことが必要。
- 既に(株)丸井グループやギャラップ社などから研究事例の提供をいただいているが、今後も、健康経営と企業業績等の関係性等の情報を収集し、効果の検討や結果の周知を行っていく。

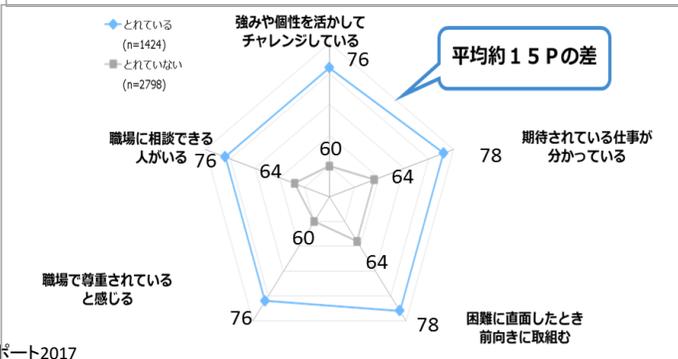
## 【事例①】(株)丸井グループによる研究

丸井グループには生活習慣と仕事の取り組み姿勢との関連性分析の結果、3年間連続で「食事の量や内容に気を付けている」と答えた従業員および「良い睡眠がとれている」と答えた従業員は、そうでない従業員と比較し、仕事の取り組み姿勢が前向きであることがわかった。

「食事の量や内容に気を付けている」と答えた従業員とそうでない従業員との比較



「良い睡眠がとれている」と答えた従業員とそうでない従業員との比較



## 【事例②】ギャラップ社による研究

米国ギャラップ社では、エンゲージメントの状態について毎年全世界で200社(200万人)に調査を実施し、優秀企業を毎年表彰。過去に表彰された企業のうち17社を対象に、エンゲージメントとEPS(一株当たり当期純利益)の伸び率との関係性についての調査を実施したところ、表彰企業17社は同業他社と比較しEPSの伸び率が4.3倍となっていた。

### エンゲージメントとEPS関係性調査



## 健康経営と「組織」への効果について②（「組織の活性度」を考慮した指標）

- 健康経営の実践による企業価値等の向上等を測る観点から「組織」の活性化に着目していくことが必要。
- これまでの健康経営度調査では、直接的に『組織の活性度』を測る指標を問う設問はなかったため、健康投資WGでの議論を踏まえ、平成30年度健康経営度調査から、アウトカム指標として“組織の活性度”に関する設問を追加することとした。



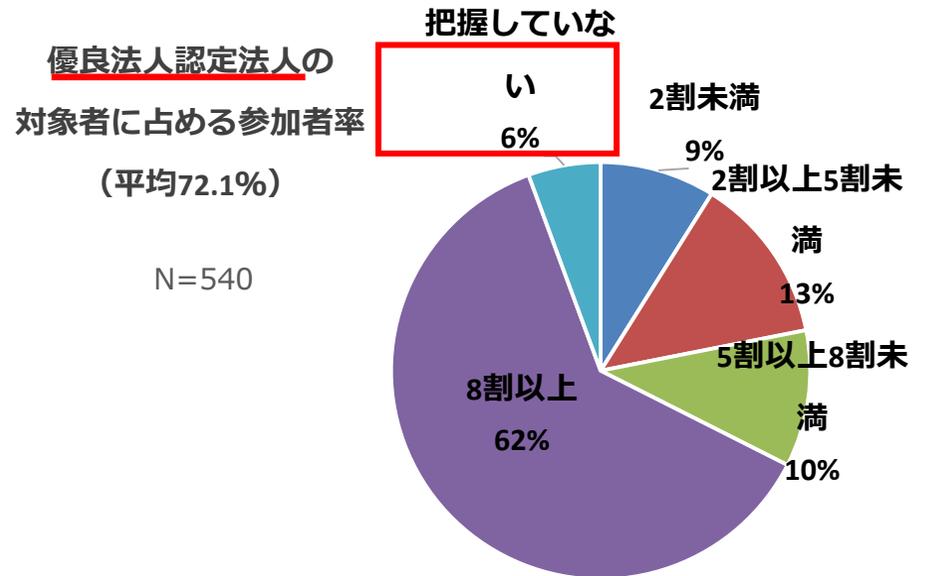
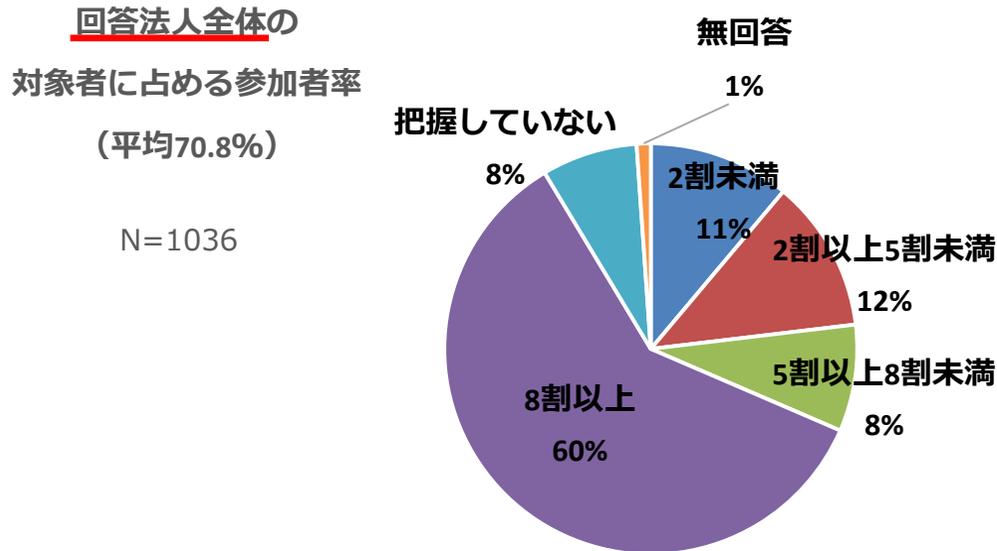
- 上記背景を踏まえ、健康経営施策のアウトカムを測る第一歩として、
  - ① 従業員や組織の活性度を確認するためにそもそもどのような施策を実施／指標を活用しているか。
  - ② （健康経営の効果検証として）健康経営の実施による組織（組織の雰囲気が変わること）や企業経営への影響を具体的な指標で検証しているか。  
を確認する。

# 健康経営施策の参加率（実施率）について

- 平成29年度健康経営度調査においては、5つの設問において、（対象者に占める）参加者の割合を聞いた。各設問の参加者等の定義を定めていなかったため、対象者に占める一定の参加率等を定めることは困難な状況であるものの、認定法人においても参加率を把握していない法人もあった。
- 平成30年度健康経営度調査においては、比較的实施率が測りやすい「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」、「健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」について、認定要件において「各施策の参加率（実施率）を図っていること」を求めることとする。

## 【参考】平成29年度健康経営度調査

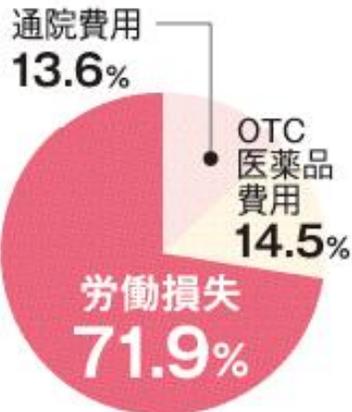
### Q33 健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育



# 健康経営による女性の健康課題への対応①

- 健康経営の質を高めるためには、健康経営による女性特有の健康課題への対応も重要。
- 特に、月経随伴症状などによる労働損失は4,911億円という試算も発表されている。
- 国内の全従業員のうち約44%（2016年）は女性であり、健康経営を通じて女性の健康課題に対応し、女性が働きやすい職域の環境を整備していくことは、個人及び企業の生産性向上や企業業績向上に結びつくと考えられるため、今後も検討を行っていく。

## 月経随伴症状による1年間の社会経済的負担

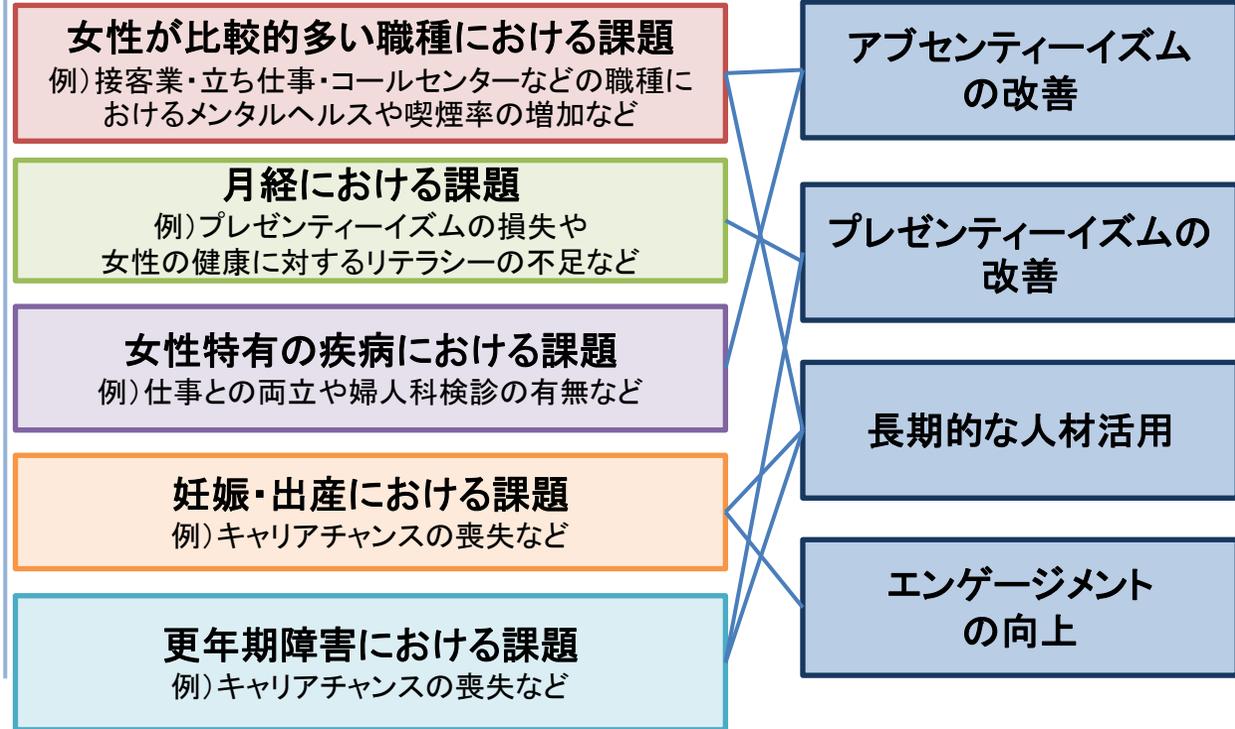


内 訳	推計額
通院費用	930億円
OTC 医薬品費用	987億円
労働損失	4,911億円
<b>総 計</b>	<b>6,828億円</b>

OTC 医薬品：一般用医薬品

Tanaka E, Momoeda M, Osuga Y et al. J Med Econ 2013; 16(11): 1255-1266に基づき作成。

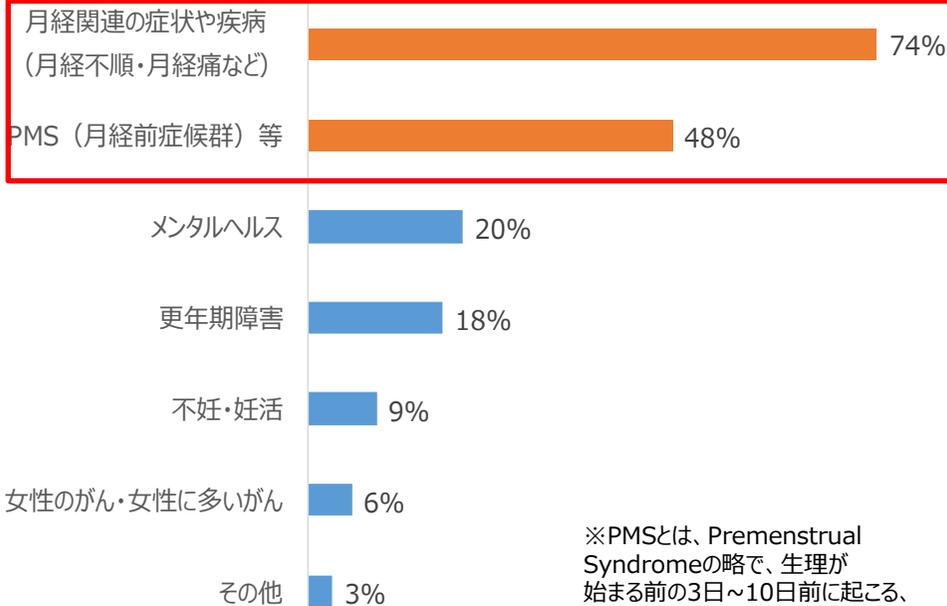
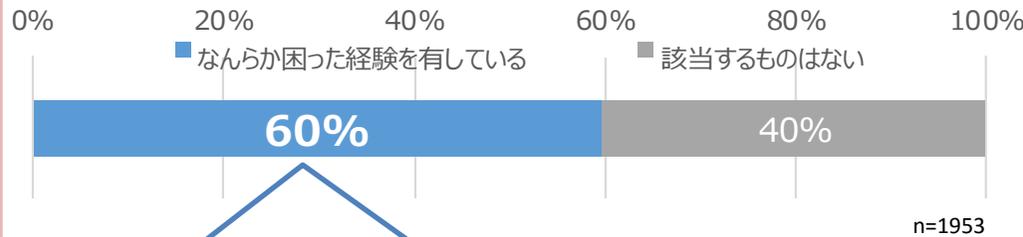
### 職場における女性の健康に関する現在の課題



# 健康経営による女性の健康課題への対応②（健康課題と仕事への影響）

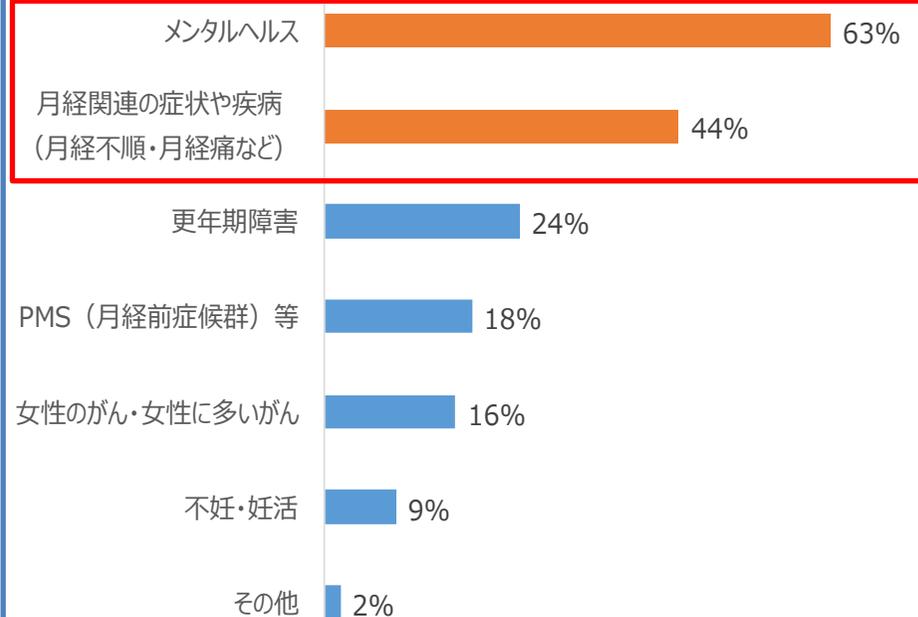
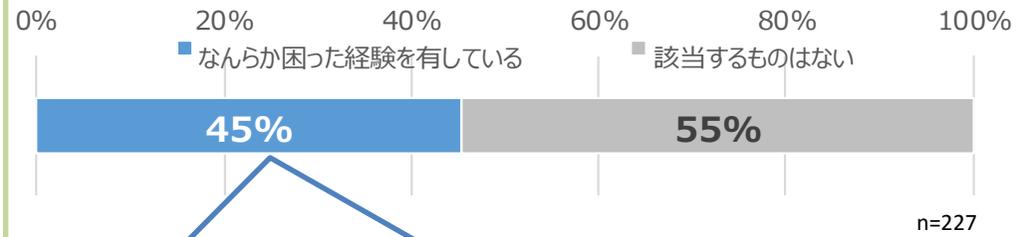
- 女性従業員の約6割が女性特有の健康課題などにより職場で困った経験があると回答。そのうちの多くが月経痛や月経前症候群によるもの。他方、管理者では約4.5割が女性特有の健康課題への対処に困っていると回答するが、最も多いのはメンタルヘルス。

【女性従業員】女性特有の健康課題や女性に多く現れる症状により、勤務先で困った経験をしたことはありますか。（該当する方は複数選択回答）



※PMSとは、Premenstrual Syndromeの略で、生理が始まる前の3日～10日前に起こる、心と身体の様々な不調を指す。

【管理者】管理者として対処に困った経験のある、女性従業員の健康課題や症状を教えてください。（該当する方は複数選択回答）

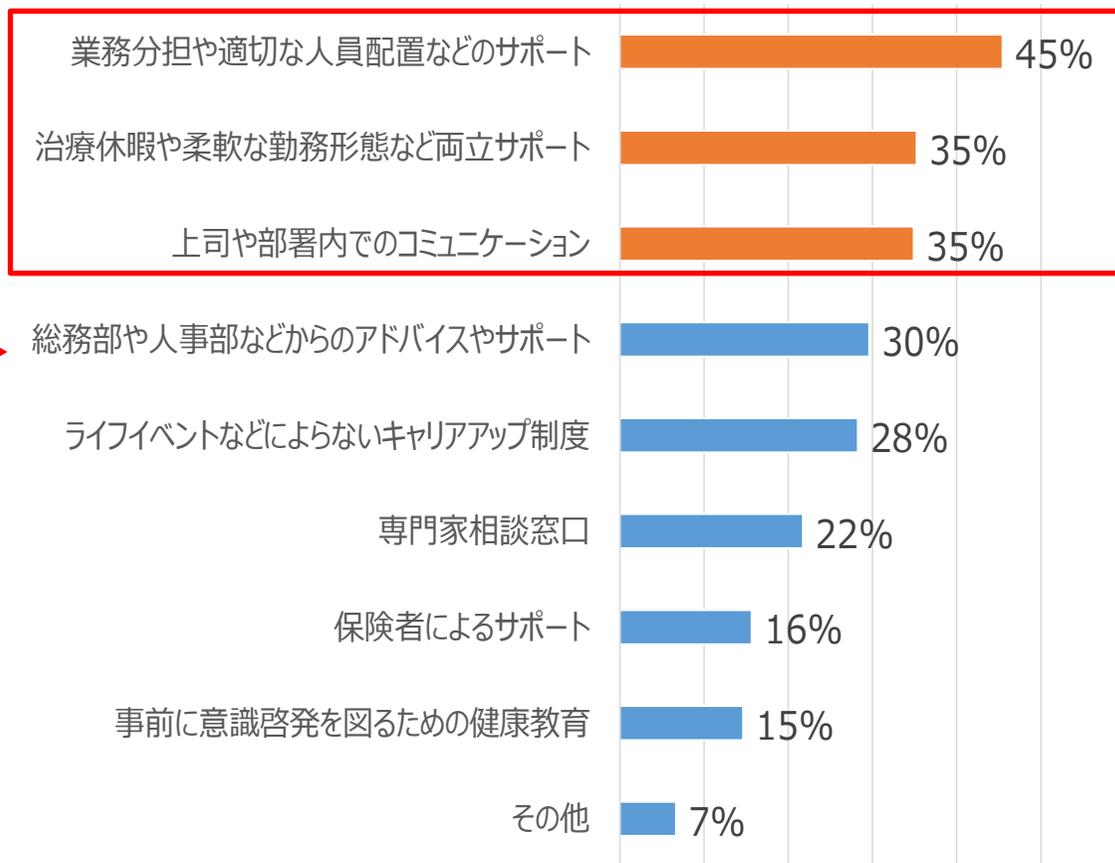
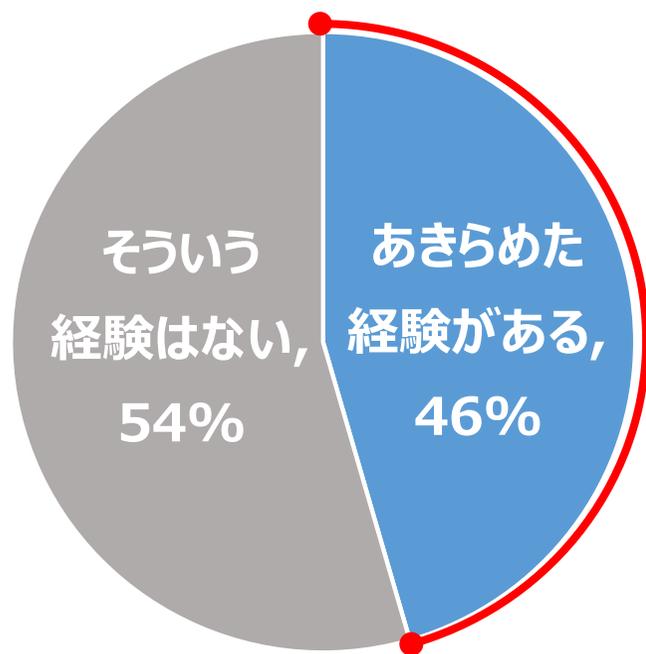


# 健康経営による女性の健康課題への対応③（会社に求めるサポート）

- 女性従業員が会社に求める女性特有の健康課題や症状、妊娠・出産・妊活等におけるサポートとして、「会社による業務分担・適切な人員配置」や、「両立のための休暇制度や柔軟な勤務形態等のサポート」、「上司等部署内コミュニケーション」が多く挙げた。

【女性従業員】女性特有の健康課題などにより職場であきらめなくてはならないと感じた事がありますか。  
(n=1953)

【女性従業員】その際に職場で必要と感じたもの、あれば助かったと思われるものはどんなものがありますか。  
(複数選択、n=889)



## 健康経営による女性の健康課題への対応④（健康経営度調査の改訂）

- 女性特有の健康課題に対する取組を強化することにより企業の更なる活性化につながると考えられる。また、昨年度実施した調査においては、女性の健康に関するリテラシーの向上や女性特有の健康課題に対応する相談窓口の必要性についての示唆が得られている。
- これを踏まえ、健康投資WGにおいて、健康経営度調査に「『女性特有の健康課題に関する教育機会の設定』に係る設問を追加」する方向で議論を行った。



- 具体的には、
  - ① 「女性特有の健康関連課題（※）」に関する知識を得るための取り組みとして、セミナー等での教育を実施しているかどうか。
  - ② 「女性特有の健康課題」に関する行動を促すための取り組みとして、どのような施策を行っているかどうか。  
例) 婦人科健診・検診を受けやすい環境の整備、女性の健康専門の相談窓口の設置、等の2問において確認する。

※PMS（月経前症候群）や月経随伴症状といった月経周期に伴う心身の変化、妊娠/不妊、周産期ケア、更年期症状や更年期障害、婦人科系がん等の婦人科疾患を指します。

# 「受動喫煙対策に関する取り組み」の必須項目化

- 評価項目中、「受動喫煙対策に関する取り組み」については、「健康経営優良法人2019」から必須項目とするため、事業場において喫煙場所を設ける場合は、現時点で施行されている法令への対応を求める。
- 具体的には、「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」（平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部長）をもとに、施設・設備面の対策として、喫煙室等の設置等を行うことを必須とする。



- 本項目は、従業員の受動喫煙防止に向け、全ての事業場において、敷地内禁煙、「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施」（平成27年5月厚生労働省労働基準局労働安全衛生部長通知）をもとに、屋内全面禁煙又は喫煙室の設置（空間分煙）を行っていることをもって適合とする。
- なお、喫煙室においては、非喫煙場所にたばこの煙や臭いが漏れないよう措置を講じていること。
- また、申請にあたっては、健康増進法の一部を改正する法律案（平成30年3月閣議決定）において求める対策の遵守に向けた取り組みを行うことを誓約するものとする。

# 健康スコアリングレポートの概要

## ポイント

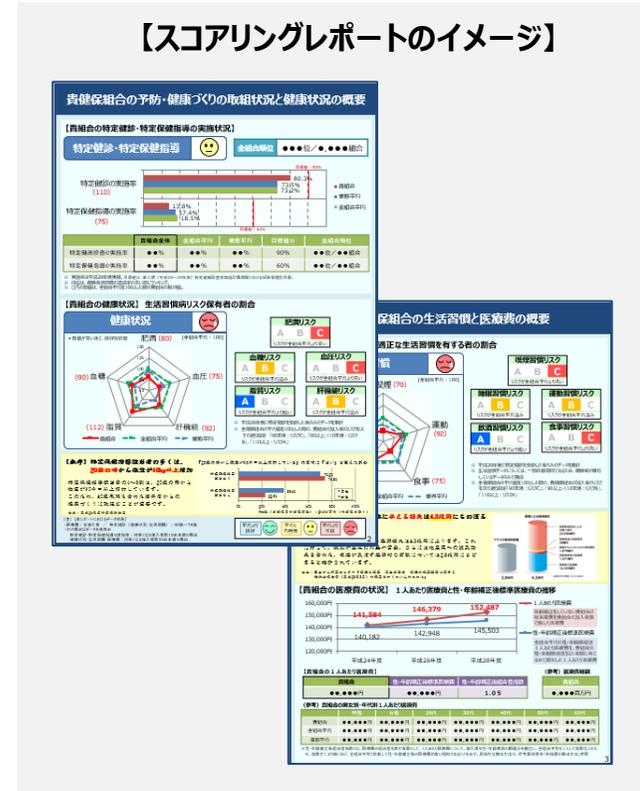
### ■ スコアリングレポートの概要

- 各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**を見える化。
- 2018年度は、**厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携し**、NDBデータから保険者単位のレポートを作成の上、**全健保組合及び国家公務員共済組合に対して通知**。  
(健保組合：約1,400組合、国家公務員共済組合：20組合)
- 2020年度には、**企業単位のレポート作成**を目指す。

### ■ スコアリングレポートの活用方法

- 経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定。
- その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルス※の取組の活性化**を図る。
- レポートと併せて、企業・保険者の担当者向けに、経営者への説明のポイント等、レポートの見方や活用方法等を示した実践的な「**活用ガイドライン**」を送付。

※コラボヘルス：企業と保険者が連携し、一体となって予防・健康づくりに取り組むこと



### <今後の予定>

- 8月下旬：「**日本健康会議2018**」にて、WGの取組報告
- 8月末頃：**保険者を通じて健康スコアリングレポートを通知**

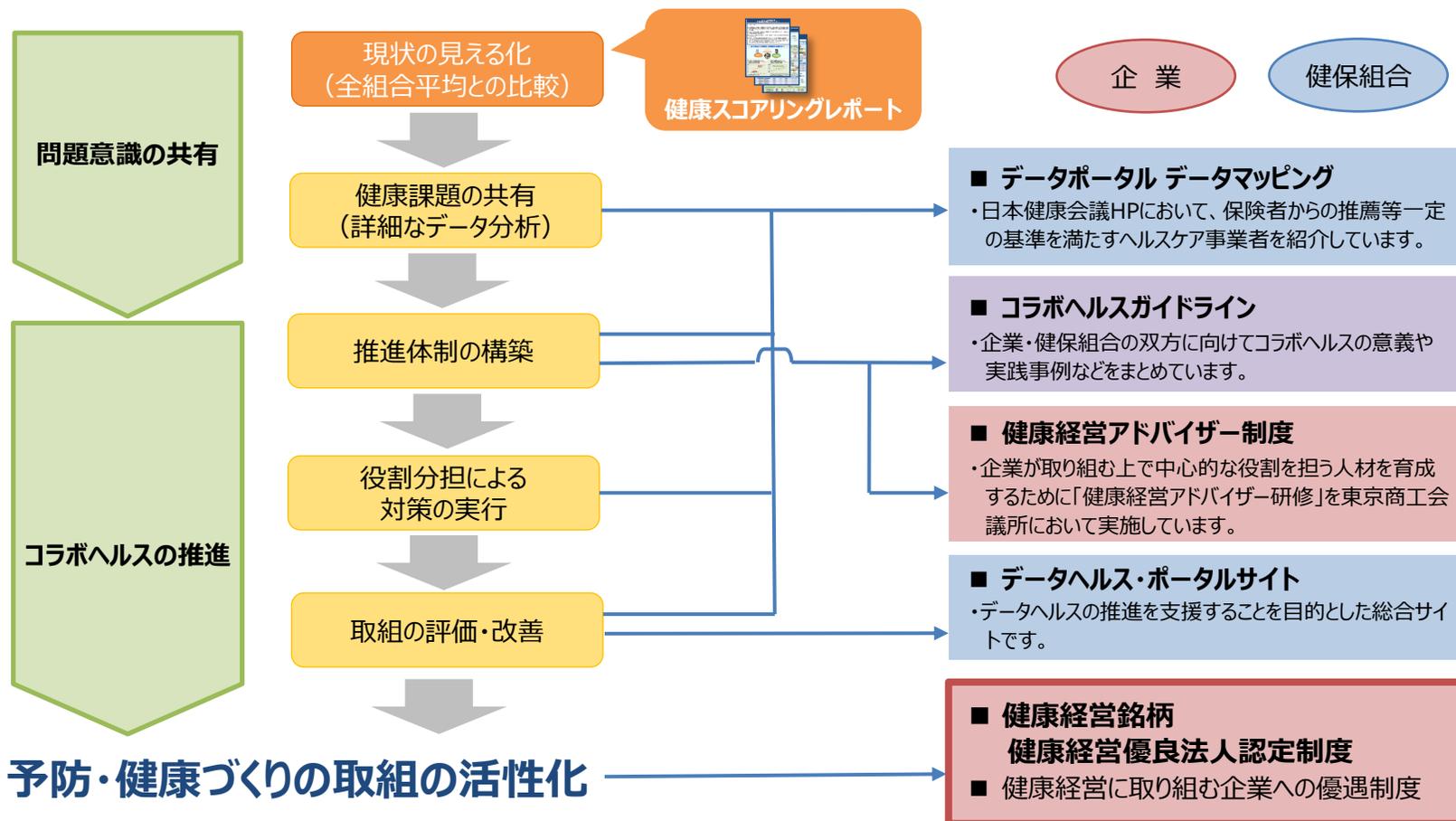
### <本格稼働に向けたスケジュール>

2018年度	2019年度	2020年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>NDBデータ※を活用して各健保組合ごとのスコアリングレポートを作成・送付</li> <li>企業単位レポート作成のシステム仕様検討・作成</li> </ul>		企業単位のレポート作成

※NDBデータ：レセプト（診療報酬明細書）及び特定健診等のデータ

# 健康スコアリングと健康経営顕彰制度との関係

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践**すること。
- **健康スコアリングによって経営者に気づきを与え、保険者と問題意識の共有を行いながら健康経営につなげていくことを目指す。**
- 経済産業省では健康経営に係る**各種顕彰制度**を整備しており、近年自治体等による健康経営の顕彰制度が広がっている。



## **4. 中小企業における健康経営について**

# 健康経営優良法人2019（中小規模法人部門）の認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須	
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち 2項目以上	
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち 少なくとも1項目	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑩以外)		
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち 3項目以上	
			健康増進・生活習慣病予防対策		⑩食生活の改善に向けた取り組み
					⑪運動機会の増進に向けた取り組み
		感染症予防対策	⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
			⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
⑭長時間労働者への対応に関する取り組み					
⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須			
4. 評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須	
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自主申告)		
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)		
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)		

# 比較的小規模な大規模法人の扱いについて（申請区分の見直し）

- 今後、大規模法人に対しては健康経営の「トップランナー」の一員としての役割も期待するため、整理上は大規模法人になる「比較的小規模な企業」に対しては負担感が増すおそれがある。また、中小企業への健康経営の普及拡大の観点からも、中小企業に対する門戸を拡大することとしたい。
- よって、中小企業基本法上、本来であれば、中小規模法人に分類されるべき「比較的小規模な企業」については、中小企業部門への申請も検討できる仕組みに変更している。（なお、「大規模法人」と「中小規模法人」の重複申請は不可とする。）

## ＜健康経営顕彰制度の申請区分＞

	健康経営銘柄 	健康経営優良法人 【大規模法人部門】 	健康経営優良法人 【中小規模法人部門】 	
卸売業	東京証券取引所 上場会社	101人以上	1人以上100人以下	<b>中小企業 基本法上の 「中小企業者」に 該当する会社</b>  ※従業員を1人以上使用 していること
小売業		51人以上	1人以上50人以下	
医療法人・ サービス業		101人以上	1人以上100人以下	
製造業その他		301人以上	1人以上300人以下	

## 宣言5

協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。

\*2018度より目標を1万社から3万社に上方修正

2018年度の  
達成状況

23,074 社

対昨年  
190%

\*うち健康経営優良法人(中小規模法人部門)775法人

## 達成要件

①保険者が健康宣言等の取組を有していること。

※健保組合については、都道府県連合会が実施または関与している健康宣言事業に参加していることが必須

②健康宣言の取り組みとして以下の要件を満たしていること(i ~ iiiのうちからいずれかひとつの項目とivは必須。v ~ viiは努力目標)。

i(企業等が)従業員の健康課題の把握と必要な対策(具体策)の検討を行うこと。

ii(企業等が)ヘルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメント(具体策)の取組を行うこと。

iii(企業等が)健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策を実施すること。

iv(企業等が)健康宣言の社内外への発信を実施すること。

v(企業等が)健康づくり担当者を一名以上設置すること。

vi(企業等が)保険者の求めに応じて40歳以上の従業員の健診データを提供すること。

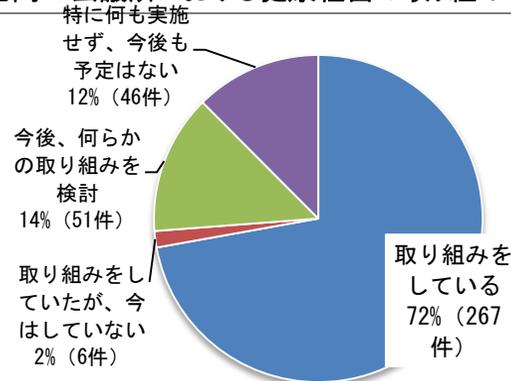
vii(企業等が)従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自己申告)。

# 中小企業における健康経営の推進（日本商工会議所の取り組み）

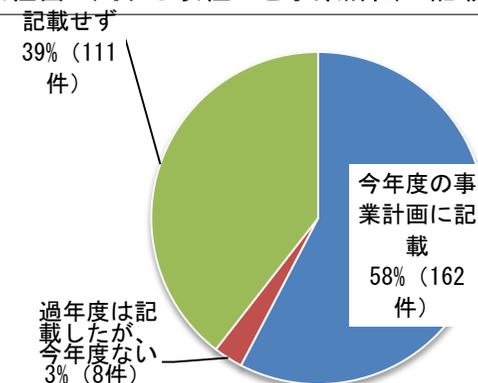
- ・全国の商工会議所を挙げて健康経営の普及・推進に取り組んでおり、様々な取り組みが広がっている。
- ・中小企業の健康経営の認知度は、徐々に高まりつつあり、今後も更なる普及活動を行っていく。

## 商工会議所の取り組み状況

各地商工会議所における健康経営の取り組み状況



健康経営に関する取組みを事業計画へ記載したか



H30年3月「商工会議所の健康経営に関する調査」

## 主な取り組み内容

### ■健康づくりに向け、協会けんぽや医師会との連携協定

22商工会議所連合会、3商工会議所が締結  
(平成30年7月末日現在)

#### 【商工会議所】

さいたま商工会議所、松本商工会議所、静岡商工会議所  
浜松商工会議所、沼津商工会議所、三島商工会議所  
下田商工会議所、伊藤商工会議所、熱海商工会議所

#### 【商工会議所連合会】

北海道、青森、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、千葉  
東京、新潟、富山、石川、愛知、滋賀、鳥取、島根、岡山  
広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、宮崎



東京都商工会議所連合会、協会けんぽ、健康保険組合連合会等、13団体による協定を締結

### ■日本健康会議が6商工会議所を「健康経営優良法人2018」として認定

#### 認定を受けた商工会議所

秋田	大曲商工会議所
〃	横手商工会議所
静岡	静岡商工会議所
〃	三島商工会議所(2017年認定も取得)
愛知	蒲郡商工会議所(2017年認定も取得)
和歌山	和歌山商工会議所



日本健康会議の共同代表として健康経営優良法人2017の認定証を授与する日商・三村会頭(写真:日本健康会議2017より)

## 主な取り組み内容

### ■セミナー・講演会

会員企業向けに健康経営や従業員の健康づくりに関するセミナーを実施。これまで、大学教授や管理栄養士等の専門家が登壇することが多かったが、昨今では健康経営優良法人の認定を受けた企業の経営者や人事担当者が登壇するケースが増えている。



バラエティに富んだセミナー・講演会

### ■情報提供

日本商工会議所が発行している情報誌「石垣」や「会議所ニュース」をはじめとする、各地商工会議所発行の会報や新聞、メルマガ等の媒体で健康経営に関する情報提供を行っている。



健康経営を特集した月刊「石垣」平成30年1月号

### ■各種健康診断

会員企業の事業主、従業員、そのご家族の方の健康管理を目的として、健診機関と提携し、労働安全衛生法に定められた定期健康診断や、生活習慣病健診、腹部・胃部の専門健診等の各種健診を実施。



各地で実施されている様々な健康診断

### ■健康経営の推進に関連するインセンティブ措置

#### ○各地の地銀・信金による低利融資

協会けんぽの健康宣言事業と連携した企業による従業員の健康増進に係る取り組みに対し、各地商工会議所で会頭・副会頭を務める地銀、信金等が低利融資などのインセンティブを付与し、地域企業の健康経営を促進。

#### ○日本商工会議所の保険「業務災害補償」の保険料を減免

日本商工会議所が東京海上日動火災保険株式会社と包括契約し、全国の商工会議所会員が割安な掛金で加入できる団体保険。従業員が被った業務上の災害をカバーする「業務災害総合保険」において、「健康経営優良法人」の認定を受けた法人に対して、2017年4月1日開始契約より5%の割引（健康経営優良法人認定割引）を適用。



日商の保険制度で保険料を減免

### ■健康経営アドバイザー制度

健康経営に取り組みたい中小企業に対する支援を行う専門家の育成を目的とする制度。経済産業省、東京商工会議所が制度化に向けた検討を行い、平成28年に創設。

東京商工会議所が研修プログラムを実施、アドバイザーを認定している。平成29年8月より、e-learningで受講可能。

認定アドバイザー数 9,187名(平成30年5月末現在)

# 中小企業における健康経営の取り組み事例

## 健康経営ハンドブック

中小企業における健康経営の普及・促進のため、中小企業の健康経営の実践事例や、健康経営に取り組む企業へのインセンティブ情報等をまとめた「健康経営ハンドブック」が、東京商工会議所より発行されています。

(経済産業省HP「健康経営の推進」のページにおいて掲載中)

### 「健康経営ハンドブック2018」

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/kenkoukeiei\\_handbook2018.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkoukeiei_handbook2018.pdf)

経済産業省HP > 政策について > 政策一覧 > ものづくり/情報/サービス > ヘルスケア産業 > 健康経営について > 健康経営の推進「2. 健康経営関連資料等」



## 株式会社浅野製版所

平成30年7月25日に首相官邸で開催された「健康・医療戦略本部（第二十二回）」において、「健康経営優良法人」認定法人である株式会社浅野製版所が、中小企業における健康経営の取組事例についてプレゼンテーションを行いました。健康経営の推進を推進する中小企業の優良事例としてご参照ください。

(経済産業省HP「健康経営の推進」のページにおいて掲載中)

### 株式会社浅野製版所「中小企業における健康経営の取組事例」

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/20180725\\_asanoseihansyo.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/20180725_asanoseihansyo.pdf)

経済産業省HP > 政策について > 政策一覧 > ものづくり/情報/サービス > ヘルスケア産業 > 健康経営について > 健康経営の推進「4. その他」



# 中小企業における健康経営の推進（地域のインセンティブ措置）

- 健康経営優良法人認定制度や、協会けんぽの健康宣言事業と連動した自治体による表彰制度、地銀、信金等による低利融資など、「企業による従業員の健康増進に係る取組」に対し、インセンティブを付与する自治体、金融機関等が増加している。

- ① 金融機関・民間保険等が提供するインセンティブ(取組数:63) 融資優遇、保証料の減額や免除
- ② 自治体などによる認定表彰制度(取組数:35) 自治体など独自の健康経営企業認定・県知事による表彰
- ③ 公共調達加点評価(取組数:5) 自治体が行う公共工事・入札審査で入札加点
- ④ 自治体が提供するインセンティブ(取組数:9) 融資優遇、保証料の減額・奨励金や補助金
- ⑤ 求人票への記入(取組数:4) ハローワーク等で求人資料にロゴやステッカーを使用

## ＜「健康経営優良法人」に対する優遇措置（一例）＞

**池田泉州銀行**

人財活躍応援融資“輝きひろがる”  
 「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、銀行所定金利より一律年▲0.10%の融資を実施。（平成28年12月）

**東京海上日動火災保険(株)**

「業務災害総合保険（超Tプロテクション）」  
 従業員が被った業務上の災害をカバーする保険商品において、「健康経営優良法人認定割引」として5%の割引を適用。（平成29年3月）

**栃木県信用保証協会**

健康・働き方応援保証“はつらつ”  
 「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、事業資金について基準保証料率から最大20%の割引を実施。（平成29年12月）

**住友生命保険相互会社**

団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」  
 3大疾病を保障する団体保険において、「健康経営優良法人」に対して健康経営割引プランを適用し、保険料を2%割引。（平成30年4月）

**長野県**

長野県中小企業融資制度「しあわせ信州創造枠」  
 「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業の運転資金の貸付利率を0.2%引下げ。（平成29年4月）

**北海道岩見沢市**

建設工事競争入札参加資格における等級格付け  
 「健康経営優良法人」認定を受けている市内業者に対して、5点の加点評価。（平成29年1月）

**大分県**

中小企業向け制度資金「地域産業振興資金」  
 「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業・小規模事業者に対して特別利率・保証料率により融資。（平成29年4月）

**長野県松本市**

建設工事における総合評価落札方式の加点評価  
 「健康経営優良法人」認定を受けている事業者に対して、100点満点中1.0点の加点評価。（平成30年4月）

※第17回健康投資WG 資料2「アクションプラン2017の進捗報告について」を修正

# 健康経営アワード2019（案）

- 2019年2月に開催予定の「健康経営アワード2019」は、以下の3部構成で実施予定。
- 第一部は、例年通り健康経営銘柄の発表を行い、第二部及び第三部は、大規模法人や中小企業に対するテーマに特化したシンポジウムを検討中。

## 第一部：健康経営銘柄発表会

経済産業省及び東京証券取引所が共同で、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む上場企業を、原則1業種1社「健康経営銘柄」として選定し、長期的な視点から企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介するための発表会を実施する。



健康経営銘柄2018表彰式の様子

## 第二部：健康経営銘柄企業及び健康経営優良法人（大規模法人部門）認定法人向けシンポジウム

健康経営銘柄には「ステークホルダーに対して積極的に発信していくこと」を、健康経営優良法人（大規模法人部門）には「健康経営の考え方を普及拡大していく『トップランナー』の一員としての役割」を求めていく観点から、投資家とのセッションやいくつかのトピックについてのパネルディスカッションなどを実施する。

## 第三部：中小企業に対する健康経営の普及に関するシンポジウム

中小企業へ健康経営を普及していくため、地方の優良事例や自治体や各関係機関・団体の取り組みの紹介、課題やソリューションの共有を行い、中小企業に対する更なる健康経営の普及に関するパネルディスカッションなどを実施する。

# 各地の信用保証協会による取組例

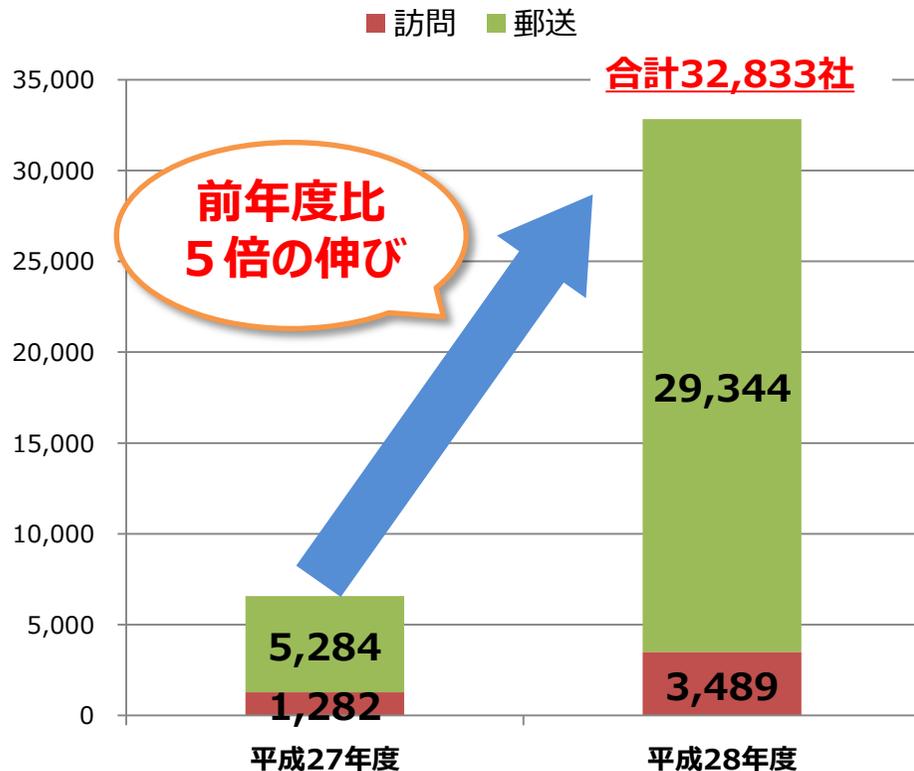
- 一部の信用保証協会は、「健康経営優良法人認定制度」や自治体の健康経営顕彰制度、協会けんぽの健康宣言事業に関連したインセンティブとして、信用保証料率の優遇措置を実施している。

都道府県	信用保証協会 保証料優遇制度 名称	制度区分 (※)	優遇措置の要件
北海道	健康宣言企業応援保証	保証協会	協会けんぽ等「健康事業所宣言」
秋田県	一般資金(働き方改革支援枠)	県	「健康経営優良法人」、厚労省「くるみん」認定等
福島県	ふくしま産業育成資金融資(県内育成枠)	県	「健康経営優良法人」 協会けんぽ「健康づくり優良事業所」
栃木県	健康・働き方応援保証「はつらつ」	保証協会	「健康経営優良法人」、厚労省「安全衛生優良企業」「くるみん」認定等、栃木県「男女生き生き企業」
埼玉県	健康保険協会・組合連携保証制度「健やか」	保証協会	協会けんぽ「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」認定
東京都	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度	保証協会	協会けんぽ等「健康企業宣言」、国保組合「健康企業チャレンジ」、厚労省「くるみん」認定等 他
横浜市	よこはまプラス資金(公的事業タイアップ)	市	横浜市「横浜健康経営認証」他
長野県	中小企業振興資金(しあわせ信州創造枠)	県	「健康経営優良法人」他
愛知県	あいち健康宣言応援保証	保証協会	協会けんぽ「健康宣言チャレンジ事業所認定」
広島県	全国健康保険協会連携保証制度 「ヘルスケア企業保証」	保証協会	協会けんぽ「ひろしま企業健康健康宣言」
徳島県	地域連携企業支援資金	県	徳島県「健康づくり推進活動功労者知事表彰」等
福岡県	健康経営応援保証「すこやか」	保証協会	協会けんぽ「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」認定
大分県	地域産業振興資金(働き方改革等推進特別融資)	県	「健康経営優良法人」、大分県「健康経営事業所認定」、厚労省「くるみん」認定等 他

# 【参考】協会けんぽにおける事業所カルテの取組状況

- 協会けんぽでは、現在、**全47支部においてスコアリングレポートを使用したコラボヘルス推進の取組を実施**しており、支部の判断で地域の健康課題に応じた独自のスコアリングレポートを作成。
- 今回のWGで作成されたスコアリングレポートや活用ガイドラインの内容を踏まえ、**各支部の取組の独自性を尊重しつつ、一定の見直しを行う**予定。
- 国からは、**厚労省・経産省の連名によるコラボヘルス推進のための経営者向けメッセージ**を送付。

## スコアリングレポートの使用状況（全国）



## 事業所カルテの掲載内容

- 以下の項目について、事業所単位で従業員のデータを「見える化」。（一部は経年データ有り）
- 全国平均・支部平均・業種平均との比較などを掲載。

掲載項目
加入者一人当たり医療費
被保険者一人当たり医療費
高血圧リスク保有率
脂質異常症リスク保有率
糖尿病リスク保有率
腹囲リスク保有率
喫煙リスク保有率
メタボリックシンドロームリスク保有率

## **5. 地域における健康経営の普及について**

# 横浜市における健康経営推進の取組

## 1 横浜健康経営認証制度による市内企業の健康経営促進

### (1) 横浜健康経営に認証制度の特徴

- ・横浜市経済局と健康福祉局の協働事業。
- ・取組状況に応じて、「A」「AA」「AAA」の3段階で認証
- ・認証企業は「ロゴマークの使用」ができる。
- ・認証企業は市から専門家(管理栄養士、保健師、産業カウンセラーなど)の派遣による支援が受けられる。



### (2) 認証企業数

第1回平成28年度  
認証事業所:28事業所



倍増!

第2回平成29年度  
**57事業所**

⇒認証企業は  
「よこはまウェルネスパートナーズ」(横浜  
版次世代ヘルスケア産業協議会)へ登録。

## 2 健康経営支援拠点の設置

市内の企業集積地に「健康経営支援拠点」を開設。

- ・29年度、「新横浜ウエルネスセンター」を開設。
- ・30年7月に、「LINKAI横浜金沢ウエルネスセンター」を開設(2カ所目)  
定期的に、健康関連セミナーや相談会などを開催。



新横浜ウエルネスセンターでのセミナー



LINKAI横浜金沢ウエルネスセンターでのオープニング



横浜健康経営

認証を受けた企業は  
ロゴマークが使えます。

# 自治体による健康経営等の顕彰制度

- 各地域の自治体等において、健康経営や健康づくりに取り組む企業等の認定・表彰制度等が実施されており、健康経営に取り組む企業等の「見える化」が進んでいる。

※ヘルスケア産業課調べ

健康経営の顕彰制度

企業の健康づくり等に  
関連した顕彰制度

富山県(『のぼそ健康寿命！健康づくり企業大賞』)

魚津市(健康づくり宣言)

新潟県(元気いきいき健康企業登録制度)

石川県(健康づくり優良企業表彰)

岡山市(健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰制度)

鳥取県(健康経営マイレージ事業)

島根県(しまねいきいき健康づくり実践事業所)

山口県(やまぐち健康経営企業認定制度)

宇部市(宇部市健康づくりパートナー)

宮崎県(宮崎県健康長寿推進企業等知事表彰)

大分県(健康経営事業所認定)

大牟田市(健康づくり表彰)

北九州市(健康づくり活動表彰)

青森県(健康経営認定制度)

青森市(あおもり健康づくり実践企業認定制度)

弘前市(ひろさき健やか企業認定制度)

むつ市(むつ市すこやかサポート事業所)

つがる市(つがる健康経営企業認定)

秋田県(健康づくり推薦事業者等表彰)

山形県(やまがた健康づくり大賞)

宮城県(スマートみやぎ健民会議優良会員認定)

前橋市(まえばしウェルネス企業)

さいたま市(さいたま市健康経営認定制度)

杉並区(健康づくり表彰)

神奈川県(CHO構想推進事業所登録事業)

横浜市(横浜健康経営認証制度)

千葉市(千葉市健康づくり推進事業所)

静岡県(ふじのくに健康づくり推進事業所宣言)

掛川市(かけがわ健康づくり実践事業所)

大府市(大府市企業チャレンジ)

東海市(健康づくり推進優良事業所)

滋賀県(健康寿命延伸プロジェクト表彰事業)

京都府(きょうと健康づくり実践企業認証制度)

大阪府(大阪府健康づくりアワード)

和歌山県(わかやま健康推進企業認定制度)

三重県(健康づくり推進事業者)

香川県(健康経営優良取組事業所)

徳島県(健康とくしま応援団健康づくり推進活動功労者知事表彰)

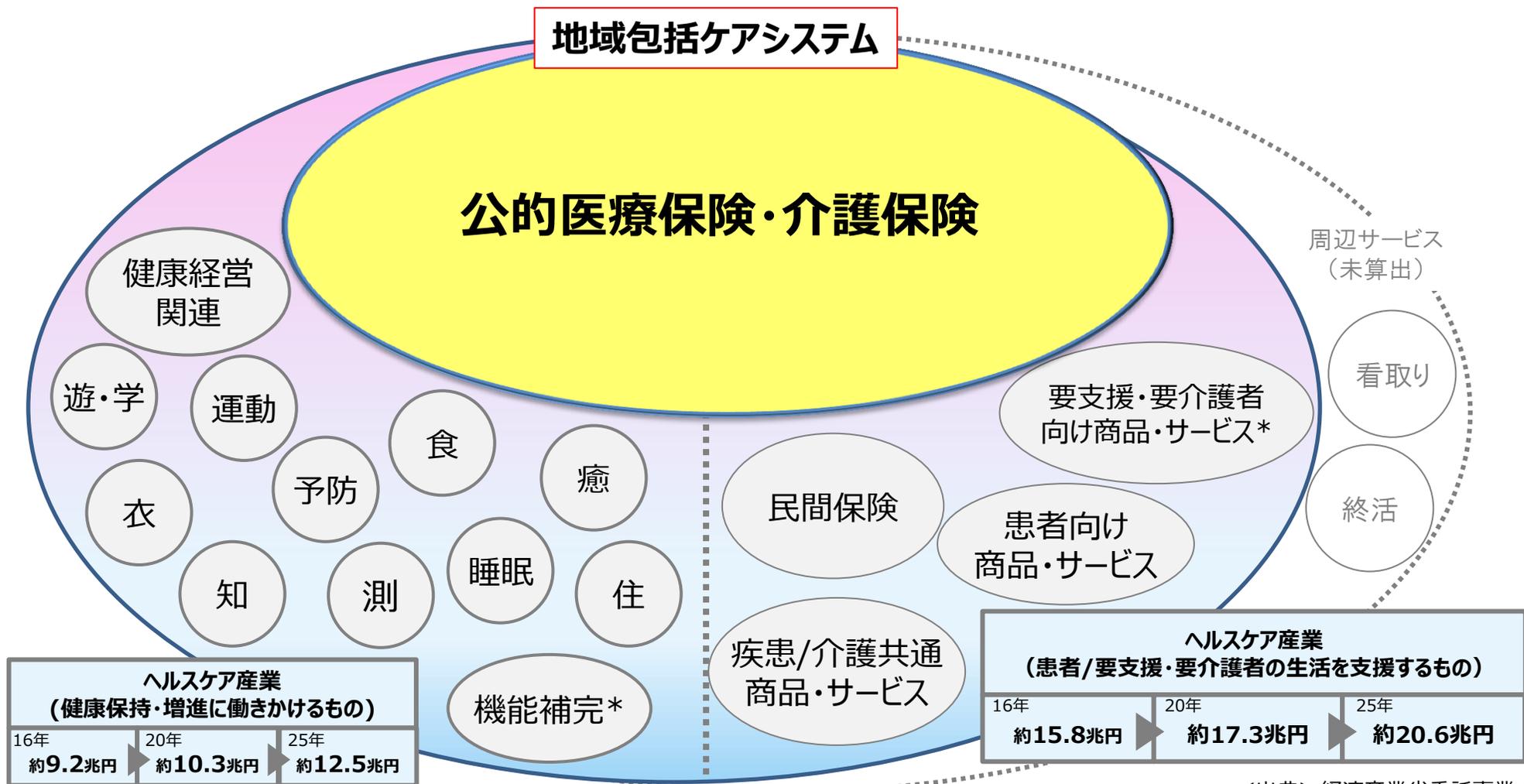
高知県(職場の健康づくりチャレンジ表彰)

沖縄県(沖縄県健康づくり表彰(がんじゅうさびら表彰))

## 6. ヘルスケア産業について

# ヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の市場規模（推計）

- ヘルスケア産業（公的保険を支える公的保険外サービスの産業群）の全体像を整理した上で、民間調査会社等が既に試算している各産業分野の市場規模を集計し、現状及び将来の市場規模を推計。2016年は約25兆円、2025年には約33兆円になると推計された。
- 今後、ヘルスケア産業政策の動向等を踏まえ、随時見直しを行っていく。



# 【参考】ヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の市場規模（推計）の内訳

- 2016年のヘルスケア産業市場規模は、約25兆円、2025年には約33兆円になると推計された。
- ただし、今後、新たに産業化が見込まれる商品やサービス等（例えば健康志向住居や健康関連アドバイスサービス）は含んでいない。

ヘルスケア産業 (健康保持・増進に働かせるもの)		16年 約9.2兆円	25年 約12.5兆円
<b>健康経営を 支えるサービス</b>	2016年 5,600億円	▶	2025年 7,600億円
✓ 健診事務代行 ✓ メンタルヘルス対策 等			
<b>食</b>	2016年 3兆2,000億円	▶	2025年 4兆1,600億円
✓ サプリメント・健康食品 ✓ OTC・医薬部外品 等			
<b>知</b>	2016年 300億円	▶	2025年 600億円
✓ ヘルスケア関連アプリ ✓ ヘルスケア関連書籍・雑誌 等			
<b>測****</b>	2016年 1兆200億円	▶	2025年 1兆1,200億円
✓ 検査・健診サービス ✓ 計測機器 等			
<b>癒</b>	2016年 4,000億円	▶	2025年 5,200億円
✓ エステ・リラクゼーションサービス ✓ リラクゼーション用品 等			
<b>運動</b>	2016年 7,100億円	▶	2025年 1兆5,900億円
✓ フィットネスクラブ*** ✓ トレーニングマシン 等			
<b>住</b>	2016年 1,000億円	▶	2025年 1,300億円
✓ 健康志向家電・設備			
<b>睡眠</b>	2016年 1,500億円	▶	2025年 1,900億円
✓ 機能性寝具			
<b>遊・学</b>	2016年 2兆3,800億円	▶	2025年 3兆2,000億円
✓ 健康志向旅行・ヘルスツーリズム			
<b>機能補完*</b>	2016年 2,700億円	▶	2025年 3,400億円
✓ メガネ・コンタクト 等			
<b>予防 (感染予防)</b>	2016年 3,600億円	▶	2025年 4,000億円
✓ 衛生用品 ✓ 予防接種**** 等			
<b>衣</b>	2016年 -	▶	2025年 -
✓ 健康機能性衣服 等 ※当該項目についてはデータ収集が困難であり推計していない。			

ヘルスケア産業 (患者/要支援・要介護者の 生活を支援するもの)		16年 約15.8兆円	25年 約20.6兆円
<b>保険</b>	2016年 7兆2,200億円	▶	2025年 9兆3,600億円
✓ 第三保険			
<b>患者向け 商品・サービス**</b>	2016年 600億円	▶	2025年 1,000億円
✓ 病者用食品 等			
<b>要介護/支援者 向け商品・サービス</b>	2016年 8兆3,800億円	▶	2025年 10兆8,600億円
✓ 介護用食品**介護旅行/支援付旅行 ✓ 介護住宅関連・福祉用具* 等			
<b>疾患/介護共通 商品・サービス</b>	2016年 1,200億円	▶	2025年 2,300億円
✓ 高齢者向け食事宅配サービス			
<b>終活</b>			
<b>周辺サービス</b>			
<b>看取り</b>			

\*: 保険内外の切り分けが困難であり一体として試算  
 \*\*: 施設向け/個人向けの区分が困難であり一体として試算  
 \*\*\*: 要支援・要介護者向けサービスの切り分けが困難であり一体として試算  
 \*\*\*\*: 自治体/企業等の補助と個人負担の切り分けが困難であり一体として試算 52

# 【参考】ヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の各分野に含まれる商品・サービス

- ヘルスケア産業(健康保持・増進に働きかけるもの)の各分野に含まれる具体的な商品やサービスは以下のとおり。

## 健康経営を支えるサービス

従業員が健康的に働けるように職場環境を整えるための企業・保険者向けサービス

1. 健康課題の把握に関するサービス(健診事務代行、ストレスチェック)
2. ヘルスリテラシーの向上に関するサービス(健康関連研修サービス)
3. 健康増進・生活習慣病予防対策に関するサービス(社員食堂運営受託、オフィス惣菜健康機器禁煙プログラム、睡眠支援サービス)
4. 感染症予防対策に関するサービス(BCP)
5. メンタルヘルス対策に関するサービス(EAP/メンタルヘルス)
6. 保険者との連携によるサービス(医療/健康データ分析、特定保健指導、歯科検診、健康イベント/セミナー健康相談、ポピュレーションアプローチツール、広報活動支援、健康ポイント/インセンティブ)サービス
7. 対策の検討に関するサービス(健康経営アドバイザー、健康経営等評価指標策定、コンサルティグ(人事・組織業務改革 人事・組織業務改革))
8. ワーク・ライフ・バランスに関するサービス(福利厚生代行、直営/契約保養所、女性支援、テレワーク、SAS 検診、MCI / 認知症スクリーニング、SAS健診)
9. 職場の活性化に関する(健康経営オフィス、オフィス菓子、マッサージ/リフレッシュルーム運営支援、音楽/BGM、職場環境改善IoT)
10. 過重労働対策に関するサービス(勤怠管理システム)
11. 法令遵守・リスクマネジメントに関するサービス(産業医関連業務、健康管理システム、海外赴任者向け健康管理支援)

## 知

健康の保持・増進に役に立つ情報を提供する商品及びサービス

1. ヘルスケア関連書籍(健康分野の書籍)
2. ヘルスケア関連雑誌(家庭医学分野の雑誌)
3. ヘルスケア関連アプリ(一般的な健康管理・フィットネスアプリ、女性の健康管理アプリ、その他健康管理アプリ)

## 遊・学

健康の保持・増進するための遊びや学びを提供する商品(知的玩具)及びサービス

1. 健康志向旅行・ヘルスツーリズム

## 測

自身や家族の健康状態を把握するためのデバイス及びサービス

1. 計測機器(ウェアラブルデバイス、歩数計・活動量計、睡眠計、ヘルスメーター(体重計、体脂肪計、体組成計)、血圧計、電子体温計)
2. 検査・検診サービス(遺伝子検査サービス、健康検査サービス)
3. 健診(法定健診、任意健診 ※特定健診市場含む)

## 食

健康を保持・増進するために必要な栄養を補う食品及び上記食品を提供する場所、及び食に関連する教育指導サービス

1. サプリメント・健康食品(機能性成分強化食品・飲料、健康食品、シリーズサプリメント)
2. OTC・医薬部外品(一般用医薬品 ※配置用家庭薬以外、医薬部外品)

## 運動

健康を保持・増進するために必要な適度な運動を提供するための機器・用具及び、運動機会を提供する場所(施設)、及び運動に関する教育指導サービス

1. トレーニングマシン(トレッドミル、フィットネスバイク、ステッパー、レッグスライダー)
2. フィットネスウェア・トレーニングシューズ
3. フィットネスクラブ

## 予防(感染予防)

健康を害する可能性がある菌・ウイルスが体内に侵入・繁殖することを防ぐ商品・サービス

1. 衛生用品(浴用固形石鹸、ハンドソープ、ウェットティッシュ、家庭用マスク、避妊具(コンドーム、ペッサリー、子宮内避妊用具、その他の避妊用具))
2. 口腔ケア日用品(歯ブラシ、歯磨、デンタルフロス)

## 睡眠

健康を保持・増進するために質の高い睡眠を提供するための商品及びサービス、及び睡眠に関する教育指導サービス

1. 機能性寝具(マットレスパッド、枕)

## 癒

健康を保持・増進するために心身をリラックス・リフレッシュする商品・サービス、及び、リラクゼーションに関する教育・指導サービス

1. 一般用治療・リラクゼーション用品・機器(マッサージチェア、フットマッサージ機、低周波治療)
2. エステ・リラクゼーションサービス(物販含む全体)

## 住

健康的で、身体的負荷のかけにくい住環境を提供するために必要な商品及びサービス

1. 健康志向家電・設備(空気清浄機、浄水器・整水器)

## 機能補完

健康的な生活を送るために機能低下を補う商品、及び、生活を支援する商品・サービス

1. 眼鏡・コンタクト(視力補正用眼鏡、特殊眼鏡、視力補正用眼鏡レンズ、コンタクトレンズ) ※保険内外の切り分けが困難であり一体として示している

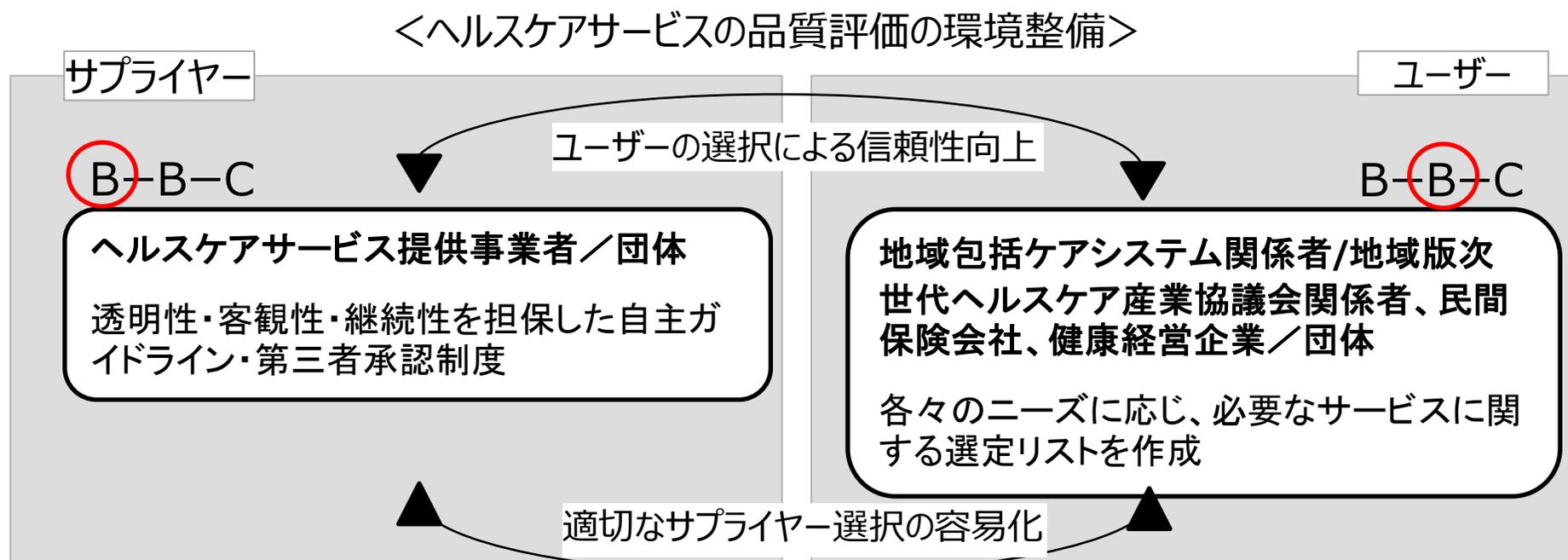
## 衣

健康の保持・増進に役立つ衣服

1. 健康機能性衣服  
※当該項目についてはデータ収集が困難であり推計していない。

# ヘルスケアサービスの社会実装に係る取組（品質評価の環境整備）

- ヘルスケアサービスの普及に向けては、適切な品質評価が必要。一部の業種では自主的な認証制度等が整備されているが、今後は、業界ごと／業界横断の自主的な基準整備等を促しつつ、将来的に、継続的な品質評価を可能とする環境整備が重要。



## 【国によるサポート】

- ヘルスケアサービスを提供している業種のリストアップ
- 望ましい認証制度やガイドラインのあり方の提示
- 認証制度、ガイドライン、選定リスト活用支援

# 健康経営を支えるサービスへのアクセス向上

- 健康経営を支えるサービスは年々市場が拡大。
- 他方、それらのサービスを評価できる仕組みが無く、そのため健康経営に新たに取り組もうと考える企業にとってどの企業が自社にとって合う企業なのかがわかりにくくなっている課題が存在。またサービス内容も多様化している。
- 今後、健康経営を支えるサービスへのアクセス向上を検討していきたい。

健康経営を進める企業や健康経営を支えるサービス事業者、保険者、その他関係者のみなさまにおかれましては、健康経営を支えるサービスの見える化についてのアイデアやご意見などございましたら、以下アドレスまでご連絡いただければ幸いです。

**[healthcare@meti.go.jp](mailto:healthcare@meti.go.jp)**

# 【最終案内】IoT活用による糖尿病重症化予防事業 への参加者を募集しています

2000名限定！  
18年12月末まで！



血圧計



活動量計



体重計

## 研究参加者全員に、IoT対応機種を無償貸与！

### 参加済みの健保・企業（一例）

- 阪急阪神健康保険組合
- キヤノン健康保険組合
- 富士フィルムグループ健康保険組合
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 三井健康保険組合・三井物産健康保険組合
- 安田日本興亜健康保険組合
- 第一生命保険株式会社
- LIXIL健康保険組合
- 日本航空健康保険組合
- 日産自動車健康保険組合
- オムロン株式会社
- 日本電気株式会社（NEC）
- イオン健康保険組合
- ヤマトグループ健康保険組合
- 株式会社ローソン
- 東急百貨店健康保険組合、他  
(PRISM-J研究HPより抜粋)

### ご参加いただける方の主な条件

- HbA1cが6.0%以上8.9%以下（8週以内）
- 日常的にスマートフォンを使用
- 20歳以上75歳未満
- 8週間以上お薬の変更がない

### 参加登録のための説明会

- 12月末まで東京都内を中心に週2回程度開催（説明会予定は下記URL参照）

<http://prism-j.umin.jp/schedule.html>

### ご参加いただくメリット

- ✓ 先行研究で実績あるシステムを使用  
HbA1c : 6.99 → 6.43（3か月後） ※投薬治療なしの平均値
- ✓ ご自身の健康をスマートフォンを利用して健康管理が可能

※研究班が全面的に参加者募集のサポートします。また、企業様・健保様の費用負担はございません（参加者個人は電池交換費用等の費用負担がございます）

### 【七福神アプリのイメージ】



七福神に見立てた7種類のキャラクターが登場し、取得した歩数等のデータを基に、行動変容を促すメッセージを個人のスマートフォンに配信。

「あいち健康の森健康科学総合センター」センター長 津下一代先生が企画・開発

## みなさまの会社・健保も、糖尿病の重症化予防事業に取り組みませんか？

ご興味お持ちの方は、PRISM-J研究支援事務局（三菱総合研究所）までご一報ください

【研究HP】<http://prism-j.umin.jp/index.html>

【Email】[iot-ml@mri.co.jp](mailto:iot-ml@mri.co.jp) 【TEL】03-6705-6016

**参考：健康経営の推進に関連する  
地域のインセンティブ措置例**

# 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ措置例

- 協会けんぽの健康宣言事業と連動した自治体による表彰制度や、地銀、信金等民間企業による低利融資など、企業による従業員の健康増進に係る取組に対し、インセンティブを付与する自治体、銀行、機関が増加している。こうした取組の一層の拡大を図る。

## ①金融機関が提供するインセンティブ(取組数:64)

- ・融資優遇 ・保証料の減額や免除

## ②自治体などによる認定表彰制度(取組数:37)

- ・自治体など独自の健康経営企業認定
- ・県知事による表彰

## ③公共調達加点評価(取組数:5)

- ・自治体が行う公共工事・入札審査で入札加点

## ④自治体が提供するインセンティブ(取組数:14)

- ・融資優遇、保証料の減額 ・奨励金や補助金

## ⑤求人票への記入(取組数:4)

- ・ハローワーク等で求人資料にロゴやステッカーを使用

## (参考)地域住民対象のインセンティブ(取組数:14)

- ・健診受診者を対象とした定期預金等



## (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (北海道)

- 自治体による表彰制度や、地銀、信金等による低利融資など、「企業による従業員の健康増進に係る取組」に対し、インセンティブを付与する自治体、銀行等が増加している。

空知信用金庫(選択型事業ローン(飛翔))

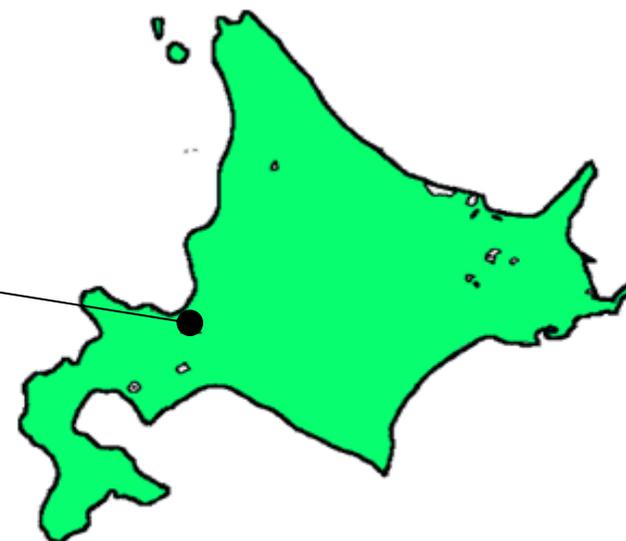
北洋銀行(ほくよう健康増進サポートローン)

北海道信用保証協会(健康宣言企業応援保証すこやか北海道)

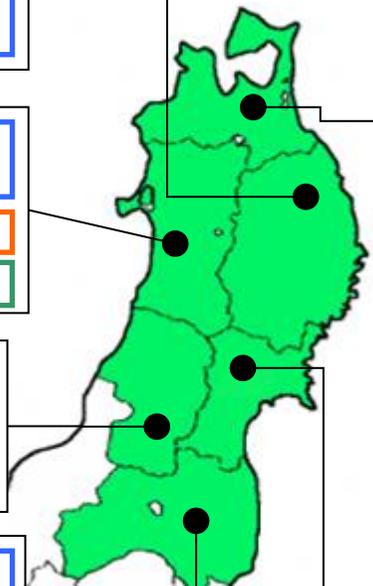
(参考)日高信用金庫(ひだかしんきん健康サポート預金)

札幌商工会議所(健康企業宣言運動)

岩見沢市 公共調達加点評価



# (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (東北)



岩手銀行  
(いわぎん健康経営サポートローン)

北日本銀行  
(きたぎん『いわて健康経営宣言』事業所応援ローン)

秋田銀行  
(あきぎん)生活応援ローンAサポート『ケアコース』)

秋田県(健康づくり推薦事業者等表彰)

秋田県(中小企業振興資金(働き方改革支援枠))

荘内銀行(ドリームコンシェル)

山形銀行(マイカーローン・教育ローン)

山形県(やまがた健康づくり大賞)

福島銀行(社員の健康づくり宣言事業所応援融資)

東邦銀行(スーパーローン「健康経営応援プラン」)

大東銀行(特別優遇金利)

二本松信用金庫(消費資金の金利優遇)

(参考)相双五城信用組合(新地町健康応援定期)

福島県(ふくしま産業育成資金融資(県内育成枠))

青森銀行(ながいきエール)

みちのく銀行(ふるさと・いきいき)

東奥信用金庫(とうしんレディースマイカーローン)

青い森信用金庫(健康宣言登録事業所金利優遇)

青森県信用組合(新フリーローン)

青森県(健康経営認定制度)

青森市(あおもり健康づくり実践企業認定制度)

弘前市(ひろさき健やか企業認定制度)

むつ市(むつ市すこやかサポート事業所)

つがる市(つがる健康経営企業認定)

青森県 公共調達加点評価(入札資格審査)

弘前市 公共調達加点評価(建設・総合評価)

むつ市(むつ市制度資金融資特別保証制度)

青森県 求人票への記入

宮城県(がんばる中小企業応援資金信用保証料軽減)

宮城県 求人票への記入

宮城県(スマートみやぎ健民会議優良会員認定)

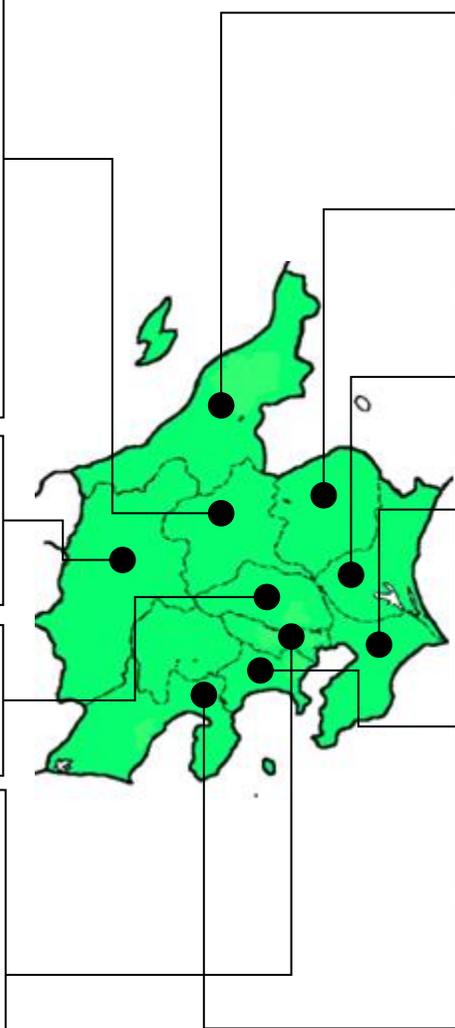
七十七銀行(マイカー・教育・フリープラン)

仙台銀行(「職場健康づくり宣言制度」支援)

石巻商工信用組合(目的ローン・フリーローン)

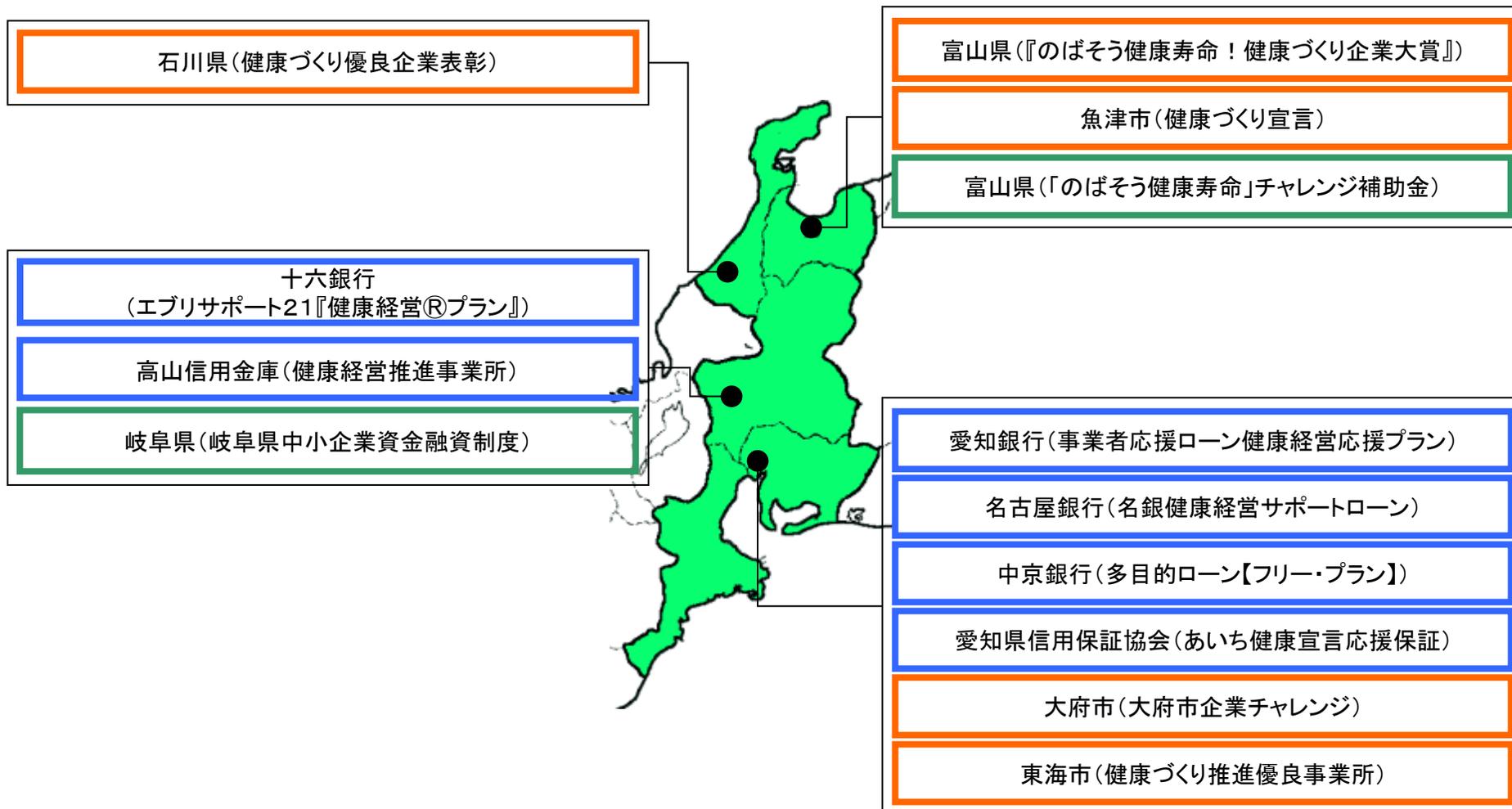
# (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (関東)

群馬銀行(ぐんぎんスモールビジネスローン)
東和銀行(生き活き 健康事業所宣言)
高崎信用金庫(生き活き 健康事業所宣言)
アイオー信用金庫(生き活き 健康事業所宣言)
利根郡信用金庫(生き活き 健康事業所宣言)
館林信用金庫(生き活き 健康事業所宣言)
北群馬信用金庫(生き活き 健康事業所宣言)
あかぎ信用組合(生き活き 健康事業所宣言)
群馬県信用組合(生き活き 健康事業所宣言)
前橋市(まえばしウェルネス企業)
(参考)松本信用金庫(健康寿命延伸定期積金)
長野県(中小企業振興資金(しあわせ信州創造枠))
松本市 公共調達加点評価
さいたま市(さいたま市健康経営認定制度)
埼玉県信用保証協会(健康保険協会・組合連携保証制度「健やか」)
みずほ銀行(東京都中小企業制度融資「政策特別融資」健康アシスト)
西武信用金庫(健康優良企業サポートローン)
東京信用保証協会(健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度(健康DS保証))
東京東信用金庫(健康経営従業員向け金利優遇)

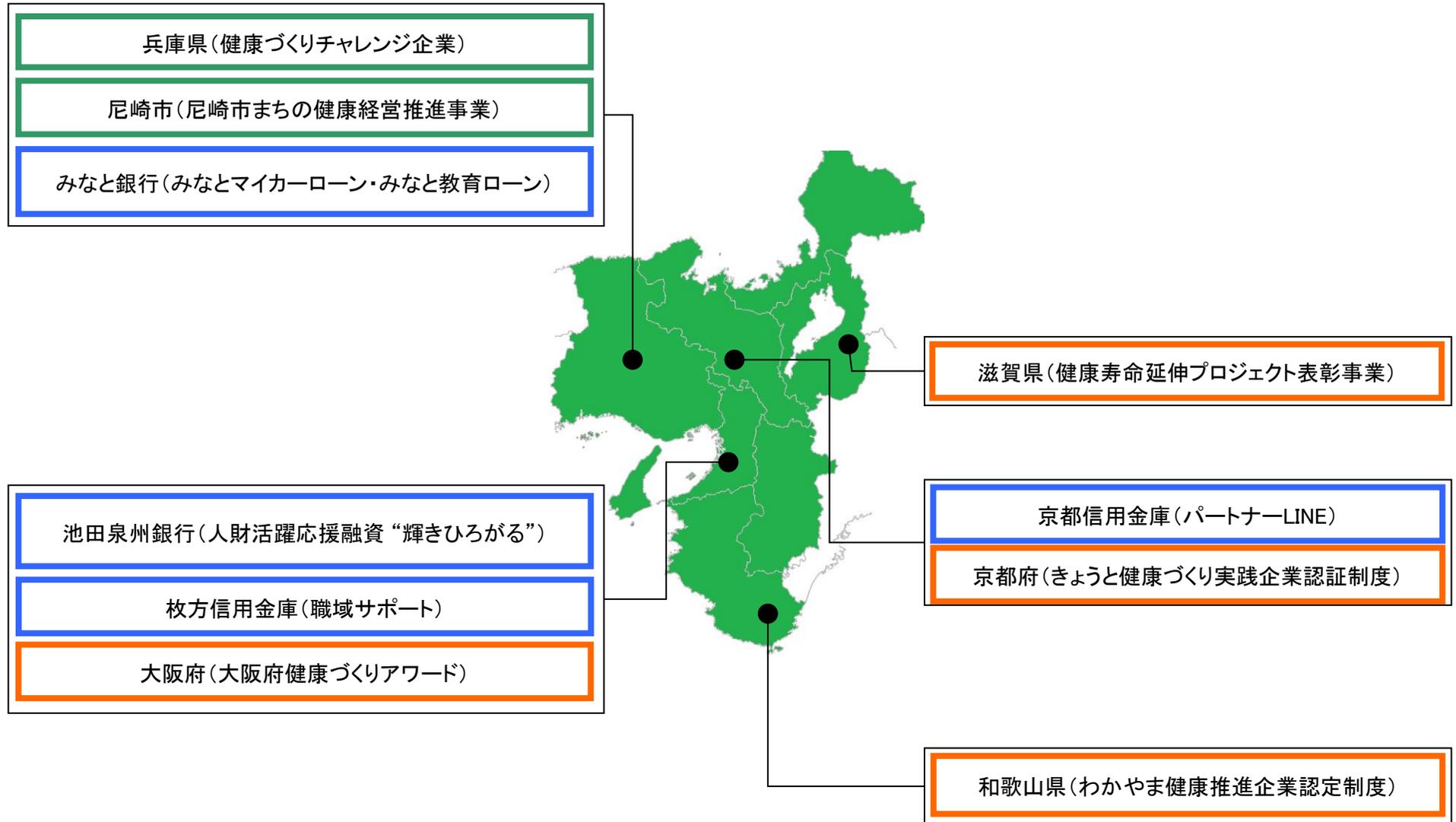


第四銀行(地方創生応援資金)
(参考)塩沢信用組合(いきいき健康特別金利定期預金)
新潟県(元気いきいき健康企業登録制度)
栃木県信用保証協会(健康・働き方応援保証“はつらつ”)
足利銀行(健康経営応援ローン)
(参考)足利小山信用金庫(健康サポート定期)
常陽銀行(常陽健康経営サポートローン)
筑波銀行(地域復興支援プロジェクト「あゆみ『振興支援ローン』」の金利割引)
千葉市(千葉市健康づくり推進事業所)
(参考)横浜信用金庫(「《よこしん》健康ライフ応援定期」)
(参考)湘南信用金庫(ちがさき生涯現役定期預金)
(参考)横浜銀行(伊勢原市と連携した「特別金利定期預金」)
神奈川県(CHO構想推進事業所登録事業)
横浜市(横浜健康経営認証制度)
横浜市(よこはまプラス資金融資利率割引)
(参考)静岡銀行(しずぎん健康応援定期)
静岡県(ふじのくに健康づくり推進事業所宣言)
掛川市(かけがわ健康づくり実践事業所)
大和市(健康企業奨励金)

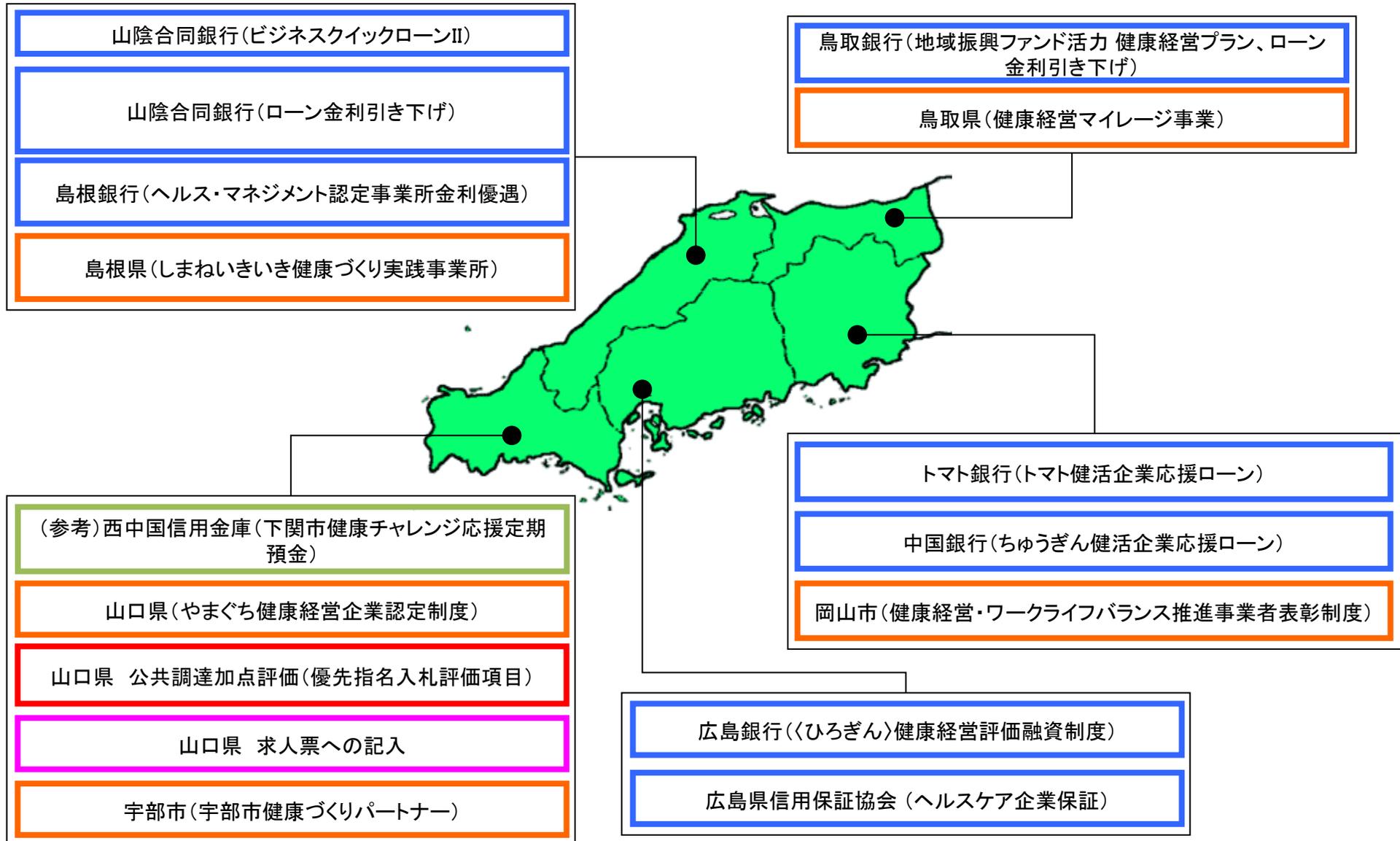
# (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (中部)



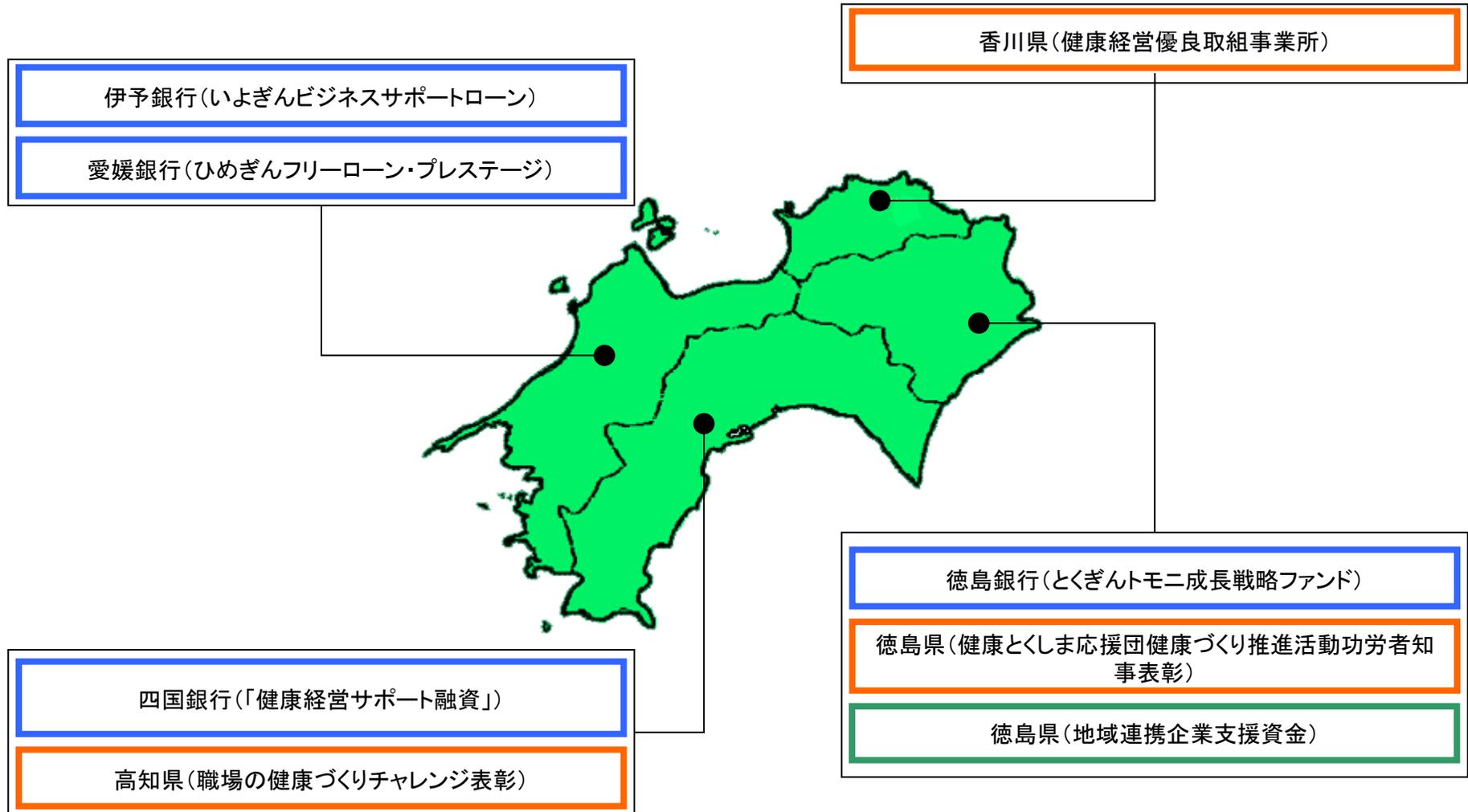
# (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (近畿)



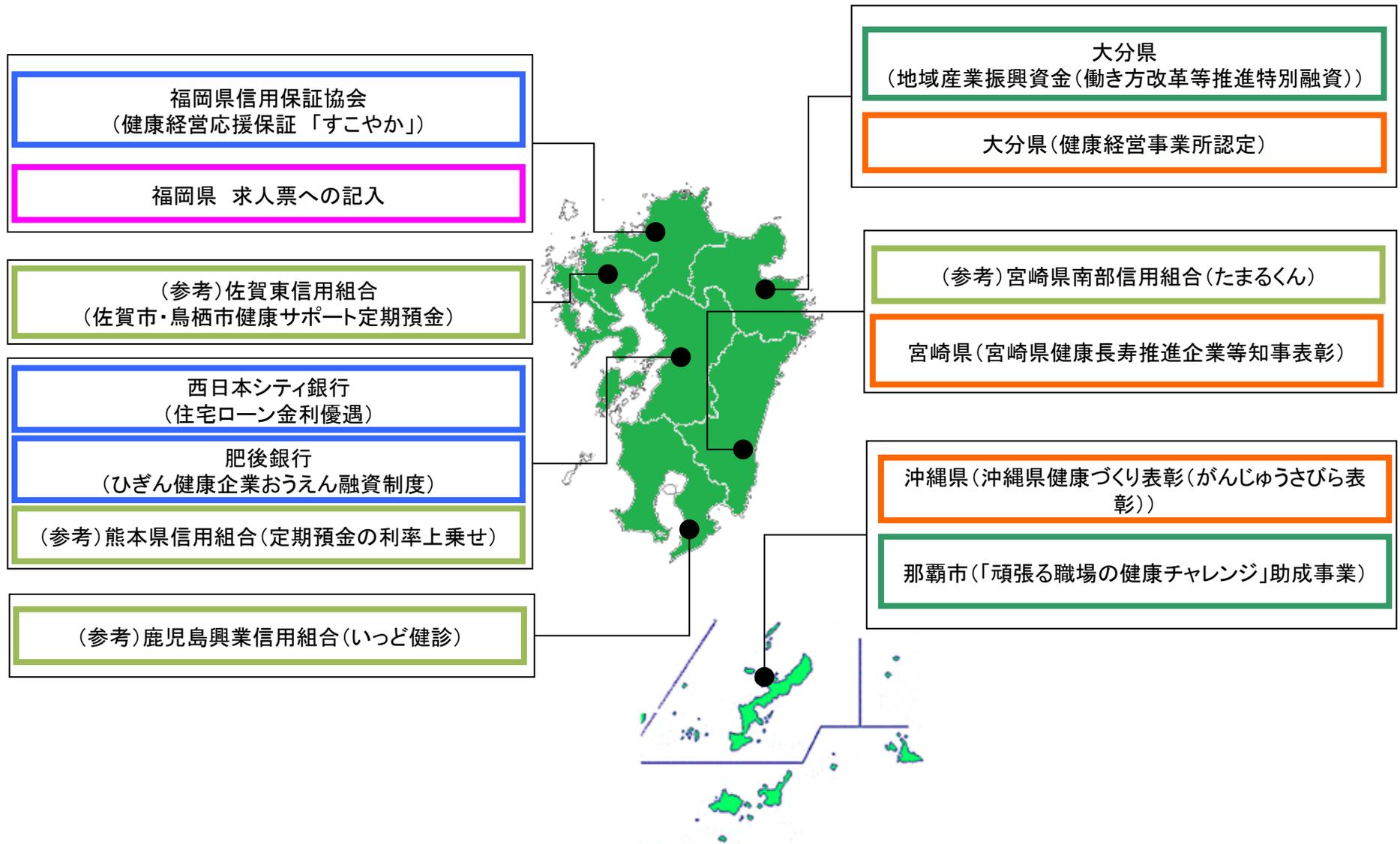
# (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (中国)



# (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (四国)



# (参考) 健康経営の推進に関連する地域のインセンティブ (九州沖縄)



## 【参照先】

○「健康経営」について

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenko\\_keiei.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html)

○「健康経営銘柄」について

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenko\\_meigara.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_meigara.html)

○「健康経営優良法人」について

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeiei\\_yuryouhouzin.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html)

○「健康経営度調査」について

[http://www.meti.go.jp//policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeieido-chousa.html](http://www.meti.go.jp//policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeieido-chousa.html)

## ご清聴ありがとうございました

企業、研究機関、保険者、医療関係者、その他関係者のみなさまにおかれましては、健康経営と企業業績等の関係性や、健康経営における女性の健康問題に関する優良事例や職員のニーズ分析について、情報提供にご協力くださる方がいらっしゃいましたら、以下アドレスまでご連絡いただければ幸いです。

**[healthcare@meti.go.jp](mailto:healthcare@meti.go.jp)**